武蔵村山市第三次地域福祉計画

(原案)

平成23年度~平成27年度

平成 23 年3月

武 蔵 村 山 市

目 次

第1章 計画の基本的事項	
第1節 計画策定の背景と趣旨	3
第2節 計画の性格と位置付け	4
第3節 計画の期間	5
1 地域福祉計画の計画期間	5
2 他の福祉計画の計画期間	5
第2章 武蔵村山市の現状	
第1節 武蔵村山市の概要	9
1 沿革······	9
2 人口・世帯の状況	9
3 位置と地勢	11
第2節 地域福祉の現状と取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
1 地域福祉······	12
2 高齢者保健福祉及び介護保険事業⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	22
3 障害者福祉······	31
4 子ども家庭福祉·····	34
5 保健医療·····	38
第3章 計画の基本的な考え方	
第 1 節 計画の基本理念	41
第2節 計画の基本視点	42
第3節 計画の基本目標と展開	43
1 計画の基本目標	43
2 計画の展開····································	45
第4節 エリア設定の考え方と将来人口推計	46
1 地域エリアの設定····································	46
2 将来人口推計	48
2 1寸本人口注引····································	40
第4章 基本計画	
第 1 節 みんなが参加しているまちづくり	51
1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進	51

	2	地域福祉活動の基盤の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	3	活動団体間のネットワークづくりの推進	54
笙	2 飲		55
713	1	就労の場の確保	55
	2	福祉のまちづくりの推進	57
	3	安心・安全のまちづくりの推進	59
	4	福祉教育の推進	62
	5	相談体制・情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
	6	支援のための制度の周知等	65
第	3 飲		67
-1-	1	福祉の担い手の育成····································	67
	2	福祉サービス充実の基盤づくり	69
	3	連携のための組織づくり	71
	4	保健福祉総合センターの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	72
	5	ネットワークによる効果的なサービスの提供	73
	6	保健・医療等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	74
第	4 飲	i 生活困窮者を支え、自立を促進するまちづくり	76
	1	生活保護受給者への日常生活支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	76
	2	生活困窮者への就労等支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	77
第5	音	 計画の推進と進行管理	
AD C	/平		
第	1 飲		81
	1	考え方~適切な役割分担による計画の推進	81
	2	期待される役割~具体的な推進内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
第	2 飲		85
	1	計画の進行管理・フォロー	85
第6	章	付属資料	
笋	1 飲	i 用語の説明(50音順)······	89
· ·	2 飲		93
· ·	3 飲		96
		「	99
מא	ᅮᆈ		55

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景と趣旨

本市においては、それまで個別の計画であった「武蔵村山市地域福祉計画(障害者・児童)」(以下「武蔵村山市第一次地域福祉計画」とします)、「武蔵村山市老人保健福祉計画」及び「武蔵村山市介護保険事業計画」の3計画をひとつにまとめ、身近な地域において、市民・事業者・市が協働・連携することにより「だれもが身近な地域や家庭で安心して暮らせる福祉のまち」づくりを進めるために、平成18年3月に、「武蔵村山市地域福祉計画(平成18年度~平成22年度)」(以下「武蔵村山市第二次地域福祉計画」とします)を策定し取り組みを進めてきました。

わが国における地域福祉計画策定の背景には、地域社会が変容し、自殺、ホームレス、 家庭内暴力、虐待など人々の課題が複雑化し、公的な福祉サービスで対応することが困難 な問題が浮かび上がっていたことがありました。住民の地域での暮らしを支えるためには、 公的な福祉サービスの充実が求められると同時に、地域におけるインフォーマルな助け合いの仕組みづくりが喫緊の課題とされました。

平成 18 年 3 月の策定以降、社会や制度において新たな変化が見られ、少子高齢化のさらなる進行により、制度の担い手が減少していく一方で今後も大幅な高齢者の増加が見込まれることから、高齢者の福祉を支えていくことが課題となりました。また、高齢者ひとり暮らし世帯の増加も見込まれることから生活におけるリスクがますます増大することも懸念されるようになりました。高齢者福祉及び障害者福祉の福祉施策においては、できる限り住み慣れた地域の中で自分らしい暮らしができることが基本的な考え方とされ、地域での暮らしを支える基盤整備がいっそう求められるようになりました。一方、地域福祉の推進は、地域に参画する住民にとっての自己実現の場、次世代を育む場としての可能性をも秘めています。こうした中、国は、『地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉―』(平成 20 年 3 月)で、地域福祉の意義と役割についてあらためて位置付けるとともに、地域福祉を推進するための必要な条件と整備方策などを明らかにしました。

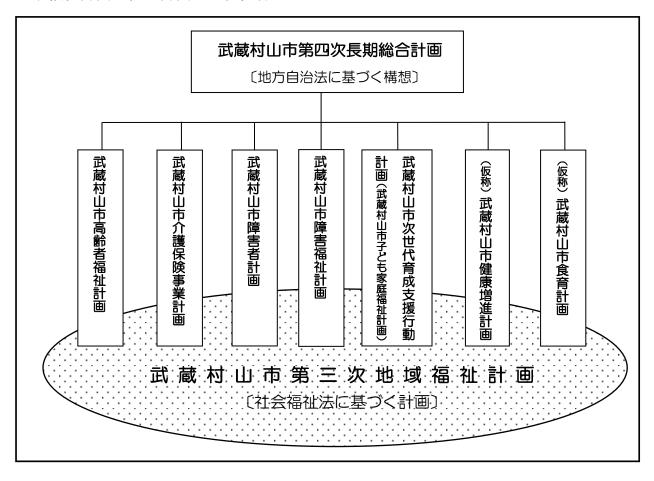
さらに、日本全国において、度重なる風水害や地震災害によって多くの人々が犠牲となりました。とくに、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦などが犠牲となったこと、また、今後さらなる高齢化の伸展が見込まれることから、地域における災害時要援護者*への支援体制の構築も急務となっています。

そして、平成22年度は『武蔵村山市第二次地域福祉計画(平成18年度~平成22年度)』 の最終年度にあたり、本市の地域福祉を取り巻く現状及びこれまでの達成状況等を踏まえ、 市民参加と協働のもと、「武蔵村山市第三次地域福祉計画(平成23年度~平成27年度)」 を策定いたしました。

第2節 計画の性格と位置付け

- ◇ 本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。
- ◇ 『武蔵村山市第四次長期総合計画』を上位計画とし、その理念や将来都市像、施策 に掲げる目標などを踏まえて策定します。国及び東京都がそれぞれに策定する関連の 計画などや、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。
- ◇ 本計画は、各種保健福祉計画(高齢者福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画・障害福祉計画・次世代育成支援行動計画(子ども家庭福祉計画)・(仮称)健康増進計画・(仮称)食育計画)と横断的に連携を図る役割を担う計画として策定します。

地域福祉計画と他の計画との位置付け



第3節 計画の期間

1 地域福祉計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
武	載村山市	第二次地	域福祉計	i 画					
					武	載村山市	第三次地	域福祉計	

2 他の福祉計画の計画期間

他の福祉計画の計画期間は、それぞれ次のとおりです。

計画名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高齢者 福祉計 画					88888888888		<	======	>	,>
介護保 険事業 計画							\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		'>>	·\
障害者 計画										
障害福 祉計画		************			************		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	======	'///>	[}
次 育 援 団 子 庭 品 計 画)	E									

第2章 武蔵村山市の現状

第1節 武蔵村山市の概要

1 沿革

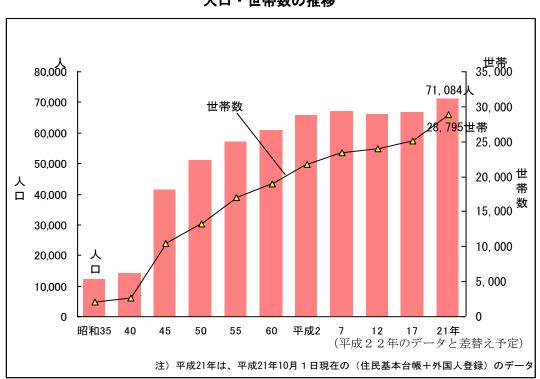
本市は、明治 17 年、岸村、三ツ木村、横田村、中藤村の4村が連合村となり、明治 22 年、市制・町村制の施行により4か村組合として発足しました。明治 41 年には、横田村と中藤村が合併して3か村組合となり、さらに、大正6年には中藤村、三ツ木村、岸村が合併し、平安時代末期の武蔵七党の一つである「村山党」の名にちなみ「村山村」となりました。

その後、昭和29年に町制を施行し、昭和41年には都営住宅では最大規模の村山団地が建設されることにより、人口は一挙に倍増し、昭和45年、市制施行により「武蔵村山市」となりました。

2 人口・世帯の状況

(1) 総人口・世帯数

本市の人口は、昭和 40 年から昭和 45 年にかけて、都営村山団地の建設等により急増し、平成 7 年頃まで増加してきました。平成 12 年に一旦減少したものの、再び増加傾向に転じ、平成 21 年 10 月 1 日現在、本市の人口は 71,084 人、28,795 世帯となっています。(平成 22 年 10 月 1 日のデータと差替えを予定)

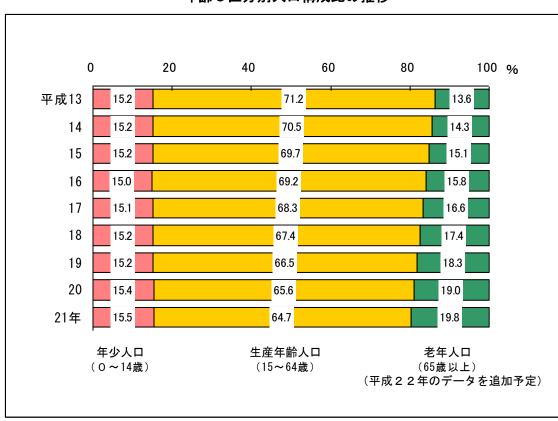


人口・世帯数の推移

備考 各年10月1日現在/国勢調査人口

(2) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口の推移を見ると、平成13年以降年少人口(0~14歳)はほぼ横ばいで推移し、平成16年でわずかに減少したものの、それ以降は微増傾向が続き、平成21年で15.5%となっています。一方で、生産年齢人口は減少傾向が続いており、逆に老年人口は増加傾向が続いています。平成21年で生産年齢人口は64.7%、老年人口は19.8%となっています。(平成22年10月のデータと差替えを予定)



年齢3区分別人口構成比の推移

備考 各年 10 月 1 日現在/住民基本台帳+外国人登録人口

3 位置と地勢

本市は、東経 139 度 23 分、北緯 35 度 45 分で、新宿副都心から約 30 km西側、東京都のほぼ中央北部に位置しており、東大和市、立川市、福生市、瑞穂町及び埼玉県所沢市の4市1町にそれぞれ隣接しています。

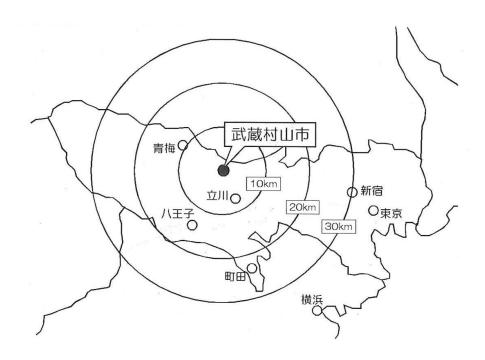
面積は15.37平方キロメートル(東西5.20km、南北4.65km)で、標高は海抜120メートル、概ね北高東低の平坦地で、北部に連なる自然に恵まれた狭山丘陵を背景に、武蔵野台地が一望のもとに広がっています。

気候は温暖で、いわゆる太平洋側の気候に属しています。

市内には鉄道が通っておらず、多摩都市モノレールや西武拝島線、JR中央線などの 最寄り駅を、路線バスや市内循環バスが結んでいます。

道路は、市中央を東西に新青梅街道が走っており、これと平行して青梅街道が走っています。

位置



第2節 地域福祉の現状と取組状況

1 地域福祉

- (1) ボランティア・特定非営利活動法人*(以下「NPO法人」と表記します)の状況
 - ① ボランティア活動の担い手の状況

平成 22 年 3 月末現在、ボランティアセンター* に登録しているボランティア団体は 116 団体、登録しているボランティアは 444 人となっています。

② 市内に活動拠点を置くNPO法人の状況

市内に活動拠点を置くNPO法人は、平成12年においては、2法人でありましたが、平成22年3月末現在では、16法人となっています。平成12年以降、市民活動の盛り上がりを背景に急速に設立数が増加しました。近年ではほぼ横ばい状態となっていますが、活発な活動が展開されています。

市内に活動拠点を置くNPO法人数の推移

平成 12 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
2	1 5	1 5	1 6	1 6	1 6

備考 各年度末現在

(2) 生活保護の受給状況

生活保護を必要とする世帯は、雇用情勢の悪化等に伴い近年増加しています。

生活保護世帯数の推移 (単位:世帯)

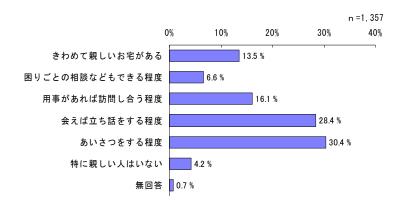
平成 12 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
6 1 3	7 7 1	789	809	8 9 6	1018

備考 各年度末現在

(3) 一般市民アンケート調査結果

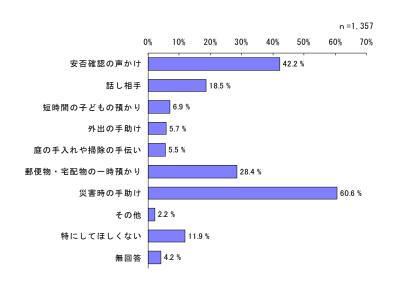
(武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査【一般市民調査の結果】より)

① 隣近所とのつきあいの程度



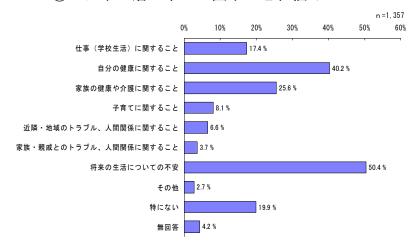
○「あいさつをする程度」という 回答が最も多く 30.4%となって います。

② 隣近所の人に手助けしてほしいこと



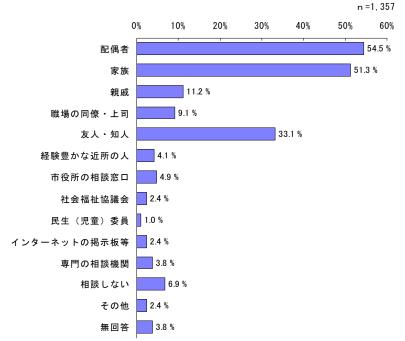
○「災害時の手助け」という回答 が 60.6%で最も多く、次いで「安 否確認の声かけ」、「郵便物・宅配 物の一時預かり」が 23.4%となっ ています。

③ 日常生活の中での困りごと、悩み



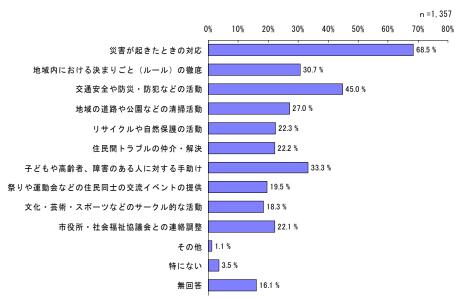
○「将来の生活についての不安」 という回答が 50.4%で最も多く、 次いで「自分の健康に関すること」 が 40.2%となっています。

④ 困りごとや悩みごとの相談先



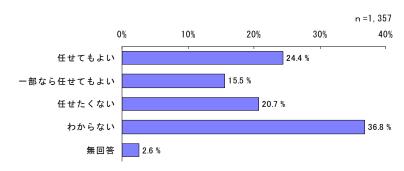
○「配偶者」という回答が 54.5%で 最も多く、次いで「家族(親・子・ きょうだい)」が 51.3%となってい ます。

⑤ 地区の中で安心して暮らしていくために



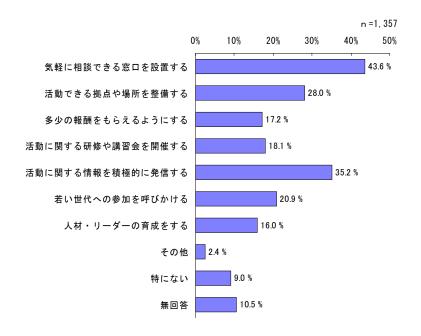
○「災害が起きたときの対応」という回答が 68.5%で最も多く、次いで「交通安全や防災・防犯などの活動」が 45.0%、「子どもや高齢者、障害のある人に対する手助け」が 33.3%となっています。

⑥ 成年後見制度の利用意向



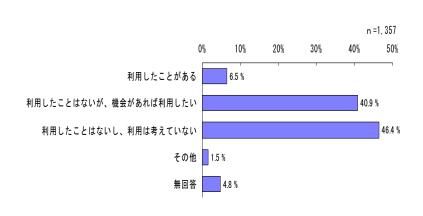
n=1,357 〇「わからない」という回答が 40% 36.8%で最も多く、次いで「任せ てもよい」が24.4%となっていま す。

⑦ 活動の輪を広げていくために必要と思うこと



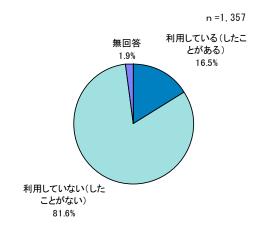
○「気軽に相談できる窓口を設置する」という回答が43.6%で最も多く、次いで「活動に関する情報を積極的に発信する」が35.2%、「活動できる拠点や場所を整備する」が28.0%となっています。

⑧ ボランティア、NPO提供サービスの利用経験



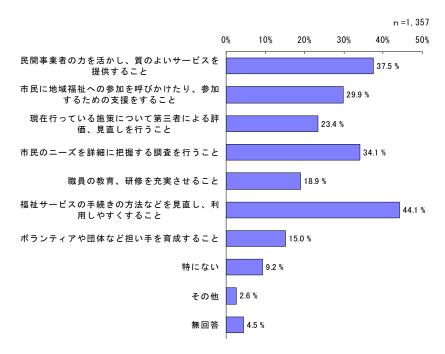
○「利用したことはないし、利用は考えていない」という回答が46.4%で最も多く、比較的僅差で「利用したことはないが、機会があれば利用したい」が40.9%で多くなっています。「利用したことがある」は6.5%にとどまっています。

⑨ 回答者・家族の福祉サービス利用経験



○「利用していない(したことがない)」 という回答が81.6%で最も多く、「利用 している(したことがある」は16.5%と なっています。

⑩ 今後市が取り組むべき地域福祉施策



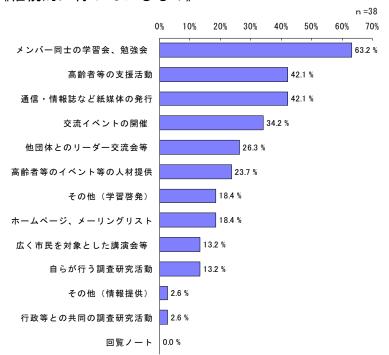
○「福祉サービスの手続きの 方法などを見直し、利用しや すくすること」という回答が 44.1%で最も多く、次いで「民 間事業者の力を活かし、質の よいサービスを提供するこ と」が 37.5%、「市民のニー ズを詳細に把握する調査を行 うこと」34.1%となっていま す。

(4) 福祉団体アンケート調査結果(※調査協力団体数:38団体)

(武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査【福祉団体調査の結果】より)

① 活動の内容

《継続的に行っているもの》



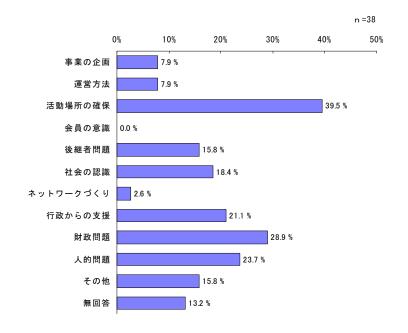
○平成 21 年度の活動内容のうち、「継続的に行っているもの」、「今年度のみの活動」それぞれについてたずねたところ、継続的に行っているものでは、「メンバー同士の学習会、勉強会」という回答が 63.2%で最も多く、次いで「高齢者、障害のある人等の支援活動」、「通信・情報誌など紙媒体の発行」が共に42.1%となっています。

《今年度のみ行っているもの》



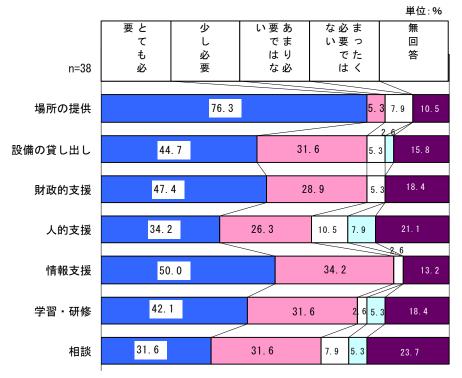
○今年度のみ行っているものは、「メンバー同士の学習会、勉強会」という回答が13.2%で最も多く、次いで「高齢者、障害のある人等の支援活動」、「通信・情報誌など紙媒体の発行」共に7.9%となっています。

② 活動する上での困りごと



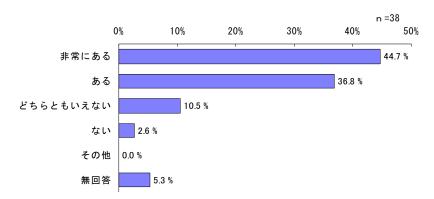
○活動する上での困りごとをたずねたところ、「活動場所の確保」という回答が39.5%で最も多く、次いで「財政問題」が28.9%となっています。

③ 必要な行政からの支援



○今後、福祉活動を進めるにあたりどのような行政からの支援が必要かたずねたところ、「場所の提供」について「とても必要」という回答が76.3%で最も多くなっています。一方、「人的支援」について「まったく必要ではない」という回答が7.9%で最も多くなっています。

④ 市と協働で事業を行うことについて



○市の福祉施策について、市と協働で事業を行うことへの関心度をたずねたところ、「非常にある」という回答が44.7%で最も多く、次いで「ある」が36.8%となっています。

(5) 地域福祉施策の取組状況

平成 18 年に策定した「武蔵村山市第二次地域福祉計画(平成 18 年度~平成 22 年度)」で取り組んでいる地域福祉施策の取組状況は次のとおりです。

① 相談・情報提供

地域における福祉の相談・情報提供体制としては、「地域包括支援センター*」、「障害者地域自立生活支援センター*」、「精神障害者地域生活支援センター*」、「子ども家庭支援センター*」、「子育てセンター*」、「ファミリー・サポート・センター*」などがそれぞれ総合的な相談を受け持っているほかに、地域に民生・児童委員を選任し、より身近な相談者として活動を行っています。

高度情報化社会の進展などにより、自宅にいながらにして情報の収集が行える情報化社会を迎えています。このような情報化された社会への対応として、平成22年3月には、市のホームページをリニューアルし、利用者のニーズに沿った迅速な情報提供や、パソコン操作に不慣れな高齢者や、障害のある人を含めたすべての利用者に、使いやすく分かりやすいホームページを目指して、情報の発信を行っています。

また、市報各号では、『福祉の窓』と題して福祉情報の掲載を行うとともに、パンフレットの発行なども行い、福祉情報の提供に努めています。

② 広報、啓発の推進と市民活動への支援

平成 14 年4月から市民総合センターにボランティアセンターを開設し、市民活動の拠点として、団体への支援や、各種講座を開催して、活動を提供する人材の育成を行っています。また、情報紙などを通じて市民の参加と意識の向上を図っています。

また、市民活動への関心の高まりからNPO法人の設立に向けた動きが広まっています。こうした状況を受け、市では、ボランティアセンターと連携して、法人設立の支援や助言、市民のために活動を行う人材の養成への支援を行っています。

平成 16 年 7 月からは公民館、地区会館等のコミュニティ施設の無休化を行い、 市民のコミュニティ活動の支援を行っています。

また、平成 18 年 9 月、都営村山団地内に「緑が丘ふれあいセンター*」を開設し、同センター内に設置した緑が丘コミュニティセンター、男女共同参画センター、第一老人福祉館の 3 館を一体的に運営し、地域活動を支えています。

③ 福祉のまちづくりの促進

平成16年3月に策定した「まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)*」の中で、市、市民、事業者が協働して高齢者、障害のある人だけでなくすべての人

にやさしいまちづくりを推進していくことを目指して、「やさしさ・ふれあいのまちづくり」を基本方針の1つとしています。

道路のバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン*については、歩道などの段差 改良や整備に際しての視覚障害者誘導ブロックの設置などを進めています。公園の 整備に際しても、車いすなどに配慮した園路や出入り口の改修、トイレの設置等を 行い、人にやさしい施設づくりに努めています。

「都営村山団地」の整備に関しては、バリアフリー化された高齢者世帯向けの住宅と、生活援助員による日常生活支援サービスの提供を行う「シルバーハウジング事業」を実施しています。また、現在は、第4期-1地区までの建替事業で整備された高層住宅については全棟にエレベーターやスロープが完備されており、高齢者や障害のある人に配慮した住宅の整備が行われています。車いす使用者世帯向けの住宅については、第2期に5戸、第3期に7戸が整備され、今後の建替えにおいても施設のバリアフリー化が予定されています。

④ 利用しやすい公共交通機関の整備

軌道交通のない本市では、市内を走る路線バスの整備が必須となります。

障害のある人を含むすべての市民が利用しやすいバス設備(低床リフト付きバスなど)にしていくことや案内板、バス停留所の改善を図るとともに、路線の整備をバス会社に要請しています。また、市内循環バス(『MMシャトル』)については、11台のうち3台がスロープ板付きバスとなっており、バスロケーションシステム*の導入により待ち時間のイライラ解消を図っています。

多摩都市モノレールの上北台から箱根ヶ崎間の延伸については、平成4年に東京都が次期整備路線の事業化すべき路線として決定し、平成6年に国から国庫補助事業として採択を受け、平成12年の運輸政策審議会においては、平成27年までに整備着手することが適当である路線として位置付けられています。

平成17年3月には、新青梅街道の幅員が18mから30mへと拡幅整備される都市 計画決定がなされ、平成22年3月には、事業化に向けた説明会が開催されました。 今後も、早期の実現に向けて東京都などへ要請していきます。

⑤ 防犯や防災などへの取組

児童・生徒に対して参加・体験型の各種交通安全教育を実施して交通安全意識の 高揚を促進するとともに、夏期交通防犯映画会を実施して交通安全についての正し い知識の普及・啓発に努めています。

平成 13 年度から、災害発生時に高齢者や障害のある人等の災害時要援護者*の安否確認や避難誘導等をスムーズに行うことを目的に、本人からの同意に基づいて「災害時要援護者登録名簿」の作成を開始し、警察署、消防署及び民生・児童委員

に名簿を配布して、緊急時の連携体制の整備に努めています。

また、身近な防災組織として「自主防災組織」の育成支援を行っており、平成 21 年度末現在 21 団体が結成され、地域防災活動等を行っています。

さらに、身近な防犯組織として「自主防犯組織」に対して防犯パトロール資器材等を助成しており、平成21年度末現在14団体が結成され、自主防犯活動等を行っています。

震災時における住宅の安全性を高め、地震に強いまちづくりを推進するため、平成 18 年 9 月から、木造住宅耐震診断及び改修等の助成を開始しました。

また、平成 21 年 6 月には、市内の住宅や公共建築物等の耐震化の向上を図り、 震災から市民の生命及び財産を守るため、「耐震改修促進計画」が策定されていま す。

⑥ 福祉教育・学習

福祉の教育や学習に関しては、市立小・中学校の特別活動や総合的な学習の時間の中でボランティア活動を行うことで、児童・生徒に社会の一員としての自覚と責任を持たせ、社会奉仕の精神の育成に努めています。

その活動の一環として、ペットボトルのキャップで世界の子ども達にワクチンを 届けようというエコキャップ運動に取り組んでいる学校もあります。

今後も、広報・啓発とともに全市民を対象とした教育や学習の機会を充実させて 意識の共有化を図りながら、地域福祉の推進に努めていきます。

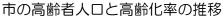
2 高齢者保健福祉及び介護保険事業

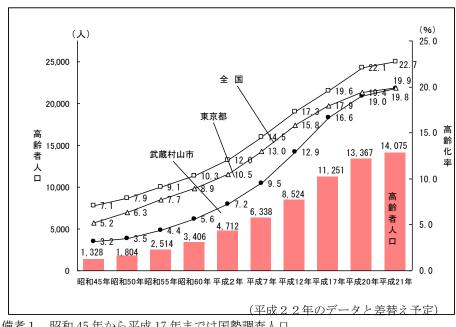
(1) 高齢者数の推移

本市の高齢者人口は、昭和45年以降増加を続け、平成21年10月1日現在(平成 22年10月のデータと差替えを予定)14,075人で、高齢化率は19.8%です。高齢化率 は、全般的には東京都とほぼ同じで、全国と比べてやや低位にあります。

	武蔵村	山市	東京	都	全	国			
	高齢者人口 (人)	高齢化率 (%)	高齢者人口 (千人)	高齢化率 (%)	高齢者人口 (千人)	高齢化率 (%)			
昭和 45 年	1, 328	3. 2	591	5. 2	7, 393	7. 1			
昭和 50 年	1,804	3. 5	732	6. 3	8,865	7. 9			
昭和 55 年	2, 514	4. 4	895	7. 7	10, 647	9. 1			
昭和 60 年	3, 406	5. 6	1,056	8. 9	12, 468	10. 3			
平成 2年	4, 712	7. 2	1, 244	10. 5	14, 895	12. 0			
平成 7年	6, 338	9. 5	1,531	13. 0	18, 261	14. 5			
平成 12 年	8, 524	12. 9	1,910	15. 8	22, 005	17. 3			
平成 17 年	11, 251	16. 6	2, 176	17. 9	25, 020	19. 6			
平成 20 年	13, 367	19. 0	2, 410	19. 4	28, 216	22. 1			
平成 21 年	14, 075	19.8	2, 491	19. 9	29, 005	22. 7			

高齢者人口と高齢化率の比較





- 備考1 昭和45年から平成17年までは国勢調査人口
 - 2 平成20年の武蔵村山市の数値は、平成20年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録人口
 - 3 平成20年の東京都の数値は、平成20年1月1日現在の住民基本台帳人口
 - 4 平成20年の全国の数値は、平成20年10月1日現在の総務省統計局人口
 - 5 平成21年の東京都の数値は、平成21年1月1日現在の住民基本台帳人口
 - 6 平成21年の全国の数値は、平成21年10月1日現在の総務省統計局人口

(2) 認定者数の推移

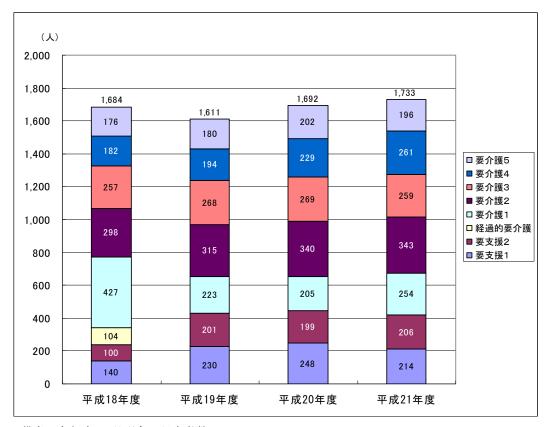
要支援もしくは要介護と認定されたかたは、介護保険制度導入初年度の平成 12 年度には 953 人でしたが、平成 21 年度は 1,691 人と、1.77 倍に増加しています。

介護度別に見ると、重度(要介護4・要介護5)の認定者数が増加しています。(平成22年10月のデータを追加予定)

認定者数の推移

(単位	1)
(# 11 /	Λ

	平成		平成	平成	平成	平成
	12 年度		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
		要支援 1	140	230	223	235
要支援	95	要支援2	100	201	207	221
		経過的要介護	104			_
要介護 1	278	要介護 1	427	223	199	218
要介護2	208	要介護 2	298	315	340	324
要介護3	135	要介護3	257	268	280	258
要介護4	128	要介護4	182	194	227	244
要介護5	109	要介護 5	176	180	193	200
計	953	計	1,684	1,611	1,669	1, 691



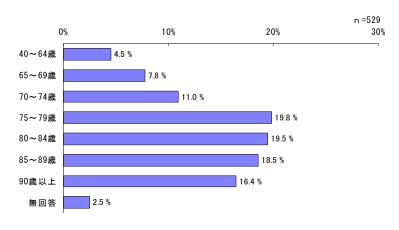
備考 各年度10月現在の認定者数

(平成22年のデータを追加予定)

(3) 要介護等認定者の状況

(武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査【要介護等認定者調査】より)

① 年齢



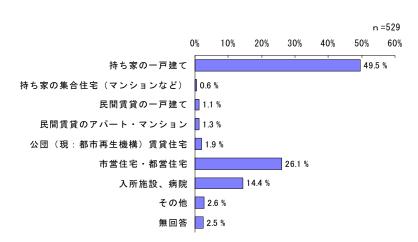
○「75~79歳」という回答が 19.8%で最も多く、僅差で「80 ~84歳」が19.5%となっていま す。

② 家族構成



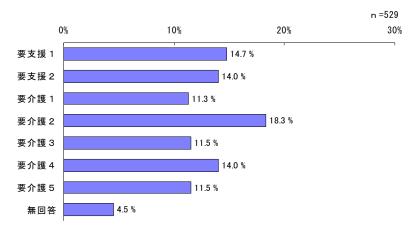
○「子や孫などと同居」という 回答が36.1%で最も多く、次い で「ひとり暮らし」が18.9%と なっています。

③ 住まいの状況



○「持ち家の一戸建て」という 回答が 49.5%で最も多く、次い で「市営住宅・都営住宅」が 26.1%となっています。

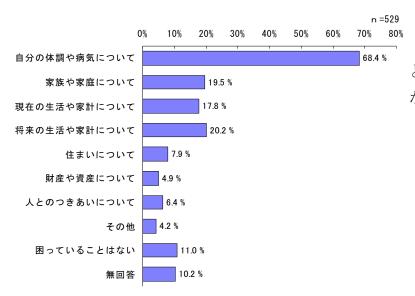
④ 要介護度



○「要介護 2」という回答が 18.3%で最も多く、次いで「要 支援 1」が 14.7%となっていま す。

「要支援1」と「要支援2」と を合わせた《要支援》は、全体 のおよそ3割を占めています。

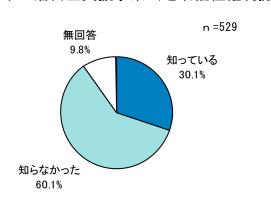
⑤ 不安・心配なこと



○「自分の体調や病気について」 という回答が最も多く、68.4%と なっています。

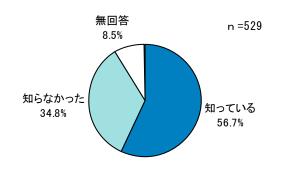
⑥ 権利擁護等の認知度

◇日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)



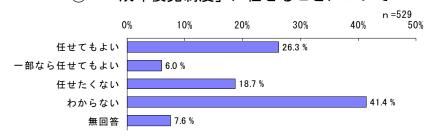
○「知らなかった」という回答が60.1%を占めて最も多く、「知っている」との開きは30.0%となっています。

◇クーリングオフ制度



○「知っている」という回答が56.7%で最も多く、「知らなかった」が34.8%となっています。

(7) 「成年後見制度」に任せることについて



○「わからない」という回答が 41.4%で最も多く、次いで「任せ てもよい」が 26.3%となっていま す。

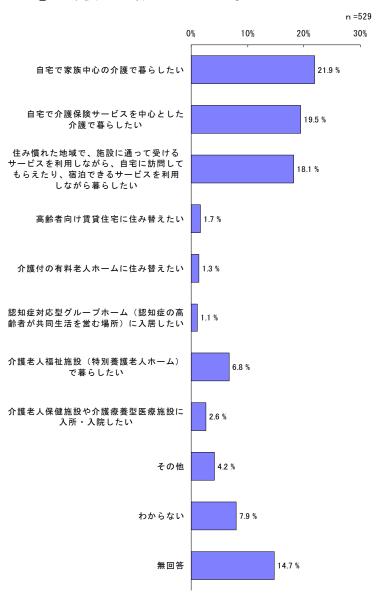
⑧ 介護保険サービスの利用状況

	全体	1.満足	2.まあ満足	3.普通	4. やや 不満	5. 不満	0.利用 してい	無回答
			11447 AL		. I . I hal		ない	
ア. 訪問介護	529	37	38	34	6	3	206	205
	100.0	7.0	7. 2	6.4	1. 1	0.6	38. 9	38.8
イ. 訪問入浴介護	529	16	6	8	0	1	267	231
	100.0			1.5	0.0	0.2	50.5	43.7
ウ. 訪問リハビリテ				10	0	0	259	229
	100.0			1.9	0.0	0.0	49.0	43.3
エ.訪問看護	529			16	1	0	247	220
	100.0		2.8	3.0	0.2	0.0	46.7	41.6
才. 居宅療養管理指				18	1	0	248	229
	100.0			3.4	0.2	0.0	46. 9	43.3
カ.通所介護	529		68	47	6	0	163	
	100.0		12. 9	8.9	1. 1	0.0	30.8	33.6
キ. 通所リハビリテ			32	32	4	1	205	223
s and also to be with the	100.0		6.0	6.0	0.8	0.2	38.8	42.2
ク. 認知症対応型通				6	2	0	266	
) /= Ha = =< //> / >< A	100.0			1.1	0.4	0.0	50.3	
ケ. 短期入所生活介				16	4	2	249	229
/=	100.0		2. 6	3.0	0.8	0.4	47.1	43.3
コ. 短期入所療養介			12	13	1	1	258	237
ル 短知田日の代と	100.0		2.3	2.5	0.2	0.2	48.8	44.8
サ. 福祉用具の貸与	529			39	4	1	178	214
>	100.0		8. 1 27	7.4	0.8	0.2	33.6	40.5
シ. 特定福祉用具販				32	2	0.8	209	228 43. 1
っ トウルを悪士が	100.0		5. 1	6.0	0.4		39. 5	
ス. 住宅改修費支給	529 100. 0		29 5, 5	18 3, 4	1. 3	0.8	217 41. 0	221 41.8
セ. 認知症対応型共					1. 3	0.8	281	244
C. 認知症 N心至共	可生佔并		0.0	0. 2	0.0	0.0	53. 1	46. 1
ソ. 特定施設入居者			3	5	3	0.0	275	239
7. 付足旭奴八石石	土伯月 喪 529 100.0		0.6	0.9	0.6	0.0	52.0	45. 2
タ. 介護老人福祉施				27	0.0	4	257	221
 万 改七八田仙旭 	100. 0		0.4	5. 1	0.0	0.8	48.6	
チ. 介護老人保健施			7	5. 1	4	0.0	257	237
7. 月喪七八杯降肥	529 100.0		1. 3	2.6	0.8	0. 2	48.6	44.8

○「利用していない」という回答が多く利用度が低いサービスは、「認知症対応型共同生活介護」が53.1%で最も多く、「特定施設入居者生活介護」が52.0%、「訪問入浴介護」が50.5%となっています。

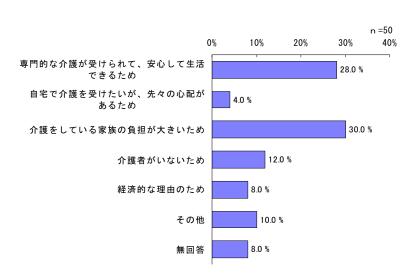
一方、「利用している」と 回答した人にサービスの満 足度をたずねたところ、「通 所介護」で「満足」12.7% と「まぁ満足」12.9%とを 合わせた〈〈満足〉〉が最も多 くなっています。

⑨ 今後の生活についての考え



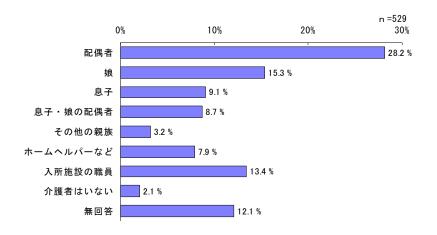
○「自宅で家族中心の介護で暮らしたい」という回答が21.9%で最も多く、次いで「自宅で介護保険サービスを中心とした介護で暮らしたい」が19.5%、「住み慣れた地域で、施設に通って受けるサービスを利用しながら、自宅に訪問してもらえたり、宿泊できるサービスを利用しながら暮らしたい」が18.1%となっており、住み慣れた地域・自宅で生活することを望む回答が多くなっています。

⑩ 施設などを希望する理由



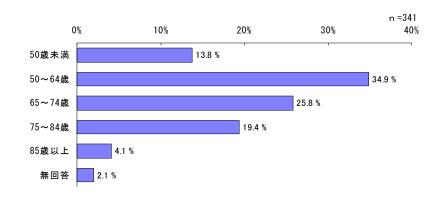
○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)および介護老人福祉施設や介護療養型医療施設での生活を望むと回答した 50 人のうち、「介護をしている家族の負担が大きいため」という回答が 30.0%で最も多く、僅差で「専門的な介護が受けられて、安心して生活できるため」が 28.0%となっています。

① 主な介護者



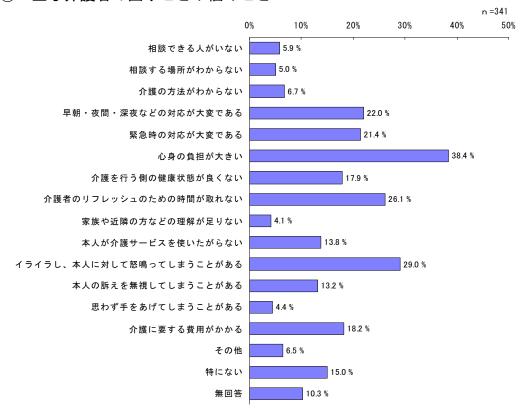
○「配偶者」という回答が28.2%で最も多く、「娘」が15.3%、「息子」が9.1%と続いており、《家族・親族》が介護を行っている割合は64.5%となっています。他方、「ホームヘルパーなど」が7.9%、「入所施設の職員」が13.4%と《家族・親族以外》が介護を行っているのは、21.3%となっています。

① 主な介護者の年齢



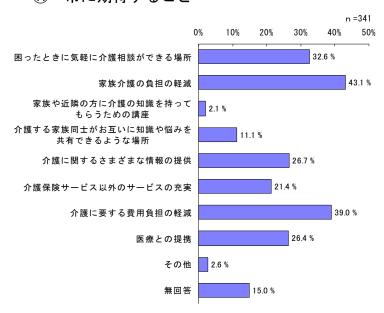
○「50~64歳」という回答が 最も多く、34.9%となってい ます。

(13) 主な介護者の困りごとや悩みごと



○「心身の負担が大きい」という回答が 38.4%で最も多く、次いで「イライラし、本人に対して怒鳴ってしまうことがある」が 29.0%、「介護者のリフレッシュのための時間が取れない」が 26.1%となっています。

(14) 市に期待すること

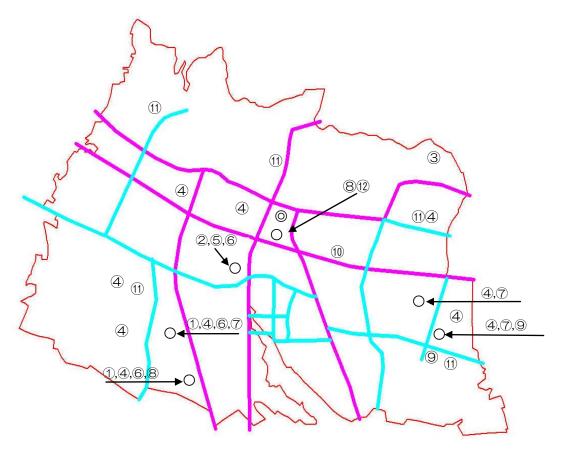


○「家族介護の負担の軽減」という回答が43.1%で最も多く、次いで「介護に要する費用負担の軽減」が39.0%、「困ったときに気軽に介護相談ができる場所」が32.6%となっています。

(4) 高齢者福祉施策の取り組み状況

① サービスを提供する施設の状況

高齢者福祉に関する施設は、概ね順調に整備が進んでいます。福祉施設では老人保健施設や特別養護老人ホームや併設する認知症高齢者グループホーム等があり、これらの施設群が高齢者向けの介護サービスの中核を担っています。



	○高齢者関連施設の種類								
1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	7	地域包括支援センター						
2	介護老人保健施設	8	認知症高齢者グループホーム						
3	介護療養型医療施設	9	シルバーハウジング(シルバーピア)						
4	デイサービスセンター	10	福祉会館						
5	デイケアセンター	11)	老人福祉館						
6	老人短期入所施設	12	小規模多機能型居宅介護施設						

備考 平成22年4月1日現在

3 障害者福祉

(1) 障害者(児)の状況

本市の障害者手帳の所持者数は、身体障害者(児)が 2,427 人で、総人口 71,358 人(平成22年4月1日住民基本台帳・外国人登録人口)に占める割合はおよそ3.4%、知的障害者(児)は513人で、およそ0.7%となっています。

精神疾患の患者のうち、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 351 人、自立支援医療制度(精神通院)の利用者は 857 人となっています。

■障害者(児)数 ~種類・程度別内訳~

●身体障害

障害種別	人数
視覚障害	158
聴覚障害	201
音声・言語障害	26
肢体不自由	1, 384
内部障害	658
合 計	2, 427

(単位:人)

(単位:人)

	(十四・/()
級 別	人数
1 級	821
2 級	406
3 級	389
4 級	549
5 級	115
6 級	147
合 計	2, 427
(うち障害児)	117

備考 平成21年度末現在

●知的障害

·					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1度	2度	3度	4度	合 計
18歳未満	9	28	24	60	121
18~64歳	25	97	101	151	374
65歳以上	1	2	6	9	18
合 計	35	127	131	220	513

備考 平成 21 年度末現在

●精神障害等

(単位:人)

精神區	自立支援			
1級	2級	3級	合計	医療
32	218	101	351	857

備考 平成 21 年度末現在

■障害者(児)数の推移 ~障害者手帳所持者数~

平成	身体障害	視覚	聴覚	音 声	肢 体	内 部	知的障害者	精神障害者
年度	者総数	障害	障害	障害	不自由	障害	総数	総数(手帳
								所持者)
17	2, 157	149	190	23	1, 234	561	420	278
18	2, 229	152	189	22	1, 277	589	430	312
19	2, 221	149	191	22	1, 267	592	447	303
20	2, 348	159	196	27	1, 333	633	477	337
21	2, 427	158	201	26	1, 384	658	513	351

(単位:人)

備考 各年度末現在

コラム 発達障害、高次脳機能障害について

発達障害と高次脳機能障害は、未だに社会的認知度が低く、今後、障害の特性に応じた適切な 支援が求められています。詳細は『武蔵村山市第二次障害者計画』をご覧ください。

発達障害

これまで必要な支援が届きにくかった「発達障害」は、「自閉症」(主な症状:言葉の意味を理解できなかったり、相手の感情を共感できず、人とのコミュニケーションがうまくとれない。)、「アスペルガー症候群」(主な症状:相手の感情や雰囲気を察することができず、人や社会とのコミュニケーションに支障をきたしやすい。)、「学習障害(LD)」(主な症状:全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力の習得と使用に著しい困難を示す。)、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」(主な症状:日常生活に著しく支障をきたすほど多動、注意集中困難、衝動性が目立つ。)などの総称です。通常、症状は低年齢時において発現しますが、発現後は、心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、できるだけ早期に発達障害の特性に応じた医療的・福祉的・教育的支援を行うことが重要とされています。

障害の特性やライフステージに応じた支援を国・地方公共団体・国民の責務として定めた「発達障害者支援法」が平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日より施行されています。

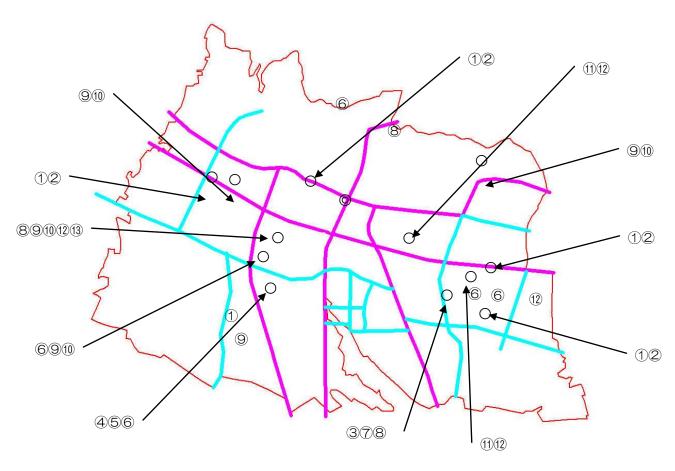
高次脳機能障害

「高次脳機能障害」は、外傷性脳損傷、脳血管障害等によって脳が損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害等の認知障害等を指します。会話がうまくかみ合わない、段取りをつけて物事を行うことができないなどの症状がみられ、日常生活において支障をきたす場合があります。これまで障害者支援の枠組みでは対応されてきませんでしたが、国は、実態を把握し支援策を模索すべく平成13年度からモデル事業を立ち上げ、その後、平成18年に「高次脳機能障害支援普及事業」に引き継がれています。

(2) 障害者福祉施策の取り組み状況

① サービスを提供する施設の状況

障害のある人のためのサービスを提供する市内の拠点は、下記のとおりとなっています。



	○障害者関連施設の種類							
1	居宅介護事業所	8	短期入所事業所					
2	重度訪問介護事業所	9	共同生活援助(グループホーム)事業所					
3	生活介護事業所	10	共同生活介護(ケアホーム)事業所					
4	就労移行支援事業所	11)	相談支援					
5	就労継続支援(A型)事業所	12	地域活動支援センター(Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型)					
6	就労継続支援(B型)事業所	13	知的障害者入所更生施設					
7	児童デイサービス事業所							

備考 平成22年4月1日現在

4 子ども家庭福祉

(1) 子どもと子育て家庭の状況

① 年齢3区分別人口の推移

市の0~14歳の子どもの数は、平成12年では、10,097人(人口の15.3%)、平 成21年4月1日現在では10,969人(人口の15.5%)で、約10年の間で872人の 増加となっています。(平成22年10月のデータと差替えを予定)

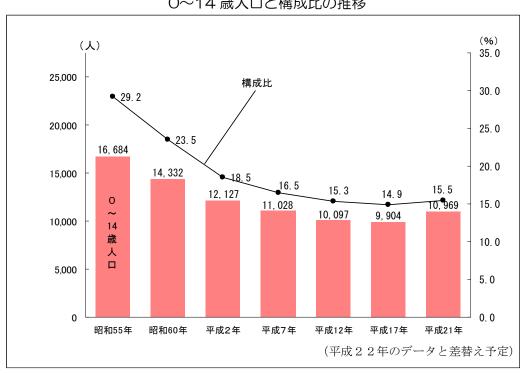
人口は、平成 17 年以降増加傾向にありますが、65 歳以上の老年人口と 14 歳以下 の年少人口が増加しているものの、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12 年と比較すると減少しています。

年齢区分別人口の推移

(単位:人)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
人口	57, 198	60, 930	65, 562	67, 015	66, 052	66, 553	70, 802
O~14 歳人口	16, 684	14, 332	12, 127	11, 028	10, 097	9, 904	10, 969
構成比(%)	29. 2	23. 5	18.5	16. 5	15. 3	14. 9	15. 5
15~64 歳人口	37, 904	43, 096	48, 362	49, 600	47, 394	44, 982	46, 006
構成比(%)	66. 3	70. 7	73.8	74. 0	71.8	67. 6	65. 0
65 歳人口	2, 514	3, 406	4, 712	6, 338	8, 524	11, 482	13, 827
構成比(%)	4. 4	5. 6	7. 2	9. 5	12. 9	17. 3	19. 5

○~14歳人□と構成比の推移



備考1 昭和50年から平成17年までは国勢調査人口

- 平成21年は、各年10月1日現在の住民基本台帳および外国人登録人口
- 年齢不詳は昭和 55 年 96 人、昭和 60 年 96 人、平成 2 年 361 人、平成 7 年 49 人、平成 12 年 37 人

② 児童・生徒数の推移

市内の市立小学校 9 校、市立中学校 5 校における児童・生徒数の推移は、平成 19 年度から増加傾向にあります。

児童・生徒数の推移

	児	置・生徒数の	(単位:人)		
区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
小学校	4, 087	4, 063	4, 114	4, 243	4, 261
	(26)	(26)	(28)	(41)	(47)
中学校	1, 914	1, 905	1, 933	1, 897	1, 924
	(16)	(17)	(16)	(26)	(28)
計	6, 001	5, 968	6, 047	6, 140	6, 185
	(42)	(43)	(44)	(67)	(75)

備考1 () 内数値は、障害児数を掲載

2 各年度末現在

③ 幼稚園入園児童数の推移

市内における幼稚園4園の入園児童数の状況は、この5年間でほぼ横ばい傾向と なっており、平成21年度では定員1,250人に対し1,181人と、約94.5%の状況に あります。

(単位:人)

幼稚園入園児童数の推移

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
施設数	4か所	4か所	4か所	4か所	4 か所
定員合計	1,280人	1,280 人	1,280人	1,280 人	1,250人
入園児童数	1,175人	1,182人	1, 173 人	1, 159 人	1,181人
	(467人)	(444)人	(432)人	(433)人	(391)人

備考1 各年度5月1日現在

- 2 定員は、平成 22 年 3 月 31 日現在
- 3 () 内数値は、管外受託数を掲載

④ 市内保育所への入所児童数の推移

市内保育所への入所児童数は、増加しており、平成19年と平成21年にそれぞれ1園を増園しましたが、定員を上回っています。

市内保育所への入所児童数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
設置数	11 か所	11 か所	12 か所	12 か所	13 か所
定員合計	1,626 人	1,626 人	1,736人	1,776人	1,896人
入所児童数	1,738人	1,761 人	1,855 人	1,875人	1,980人
	(97人)	(111人)	(110人)	(103人)	(99人)

備考1 各年度末現在

2 () 内数値は、管外受託数を掲載

⑤ 保育所入所待機児童数の推移

保育所への入所待機児童数は、保育園を増園するなどし対応を図っていますが、 平成21年度では、平成17年度と比較して約2倍に増えています。

(単位:人)

保育所入所待機児童数の推移

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
入所待機児童数	137	125	177	221	269

備考1 各年度末現在

⑥ ひとり親家庭医療証交付世帯数の推移

ひとり親家庭医療証交付世帯数の推移は、微増と微減を繰り返していますが、概 ね増加傾向にあります。

7)とり親家庭医療証交付世帯数の推移 (単位:世帯)

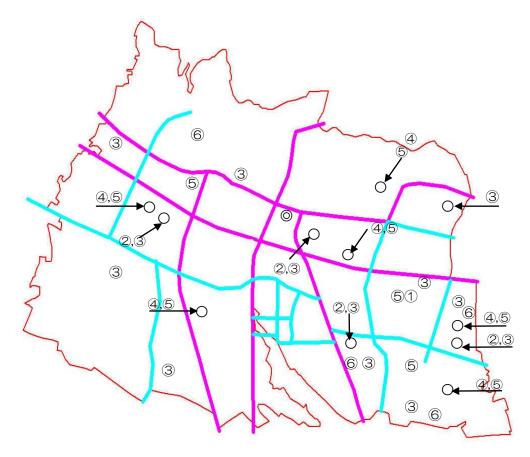
		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
世帯数		683	700	689	708	726
	母子家庭	649	668	657	684	700
内訳	父子家庭	27	25	24	21	23
	養育者家庭	7	7	8	3	3

備考1 各年度末現在

(2) 子ども家庭福祉施策の取り組み状況

① サービスを提供する施設の状況

地域で安心して子育てできる環境づくりや、一人ひとりの子どもを地域で見守り、明るく心豊かで健全に育成するため、身近に必要なサービスを受けられるよう、地域におけるサービスの提供拠点を以下のとおり、整備しています。



	児童関連施設の種類						
① 子ども家庭支援センター							
2	子育てセンター						
3	保育所						
4	児童館						
5	学童クラブ						
6	幼稚園						

備考 平成22年4月1日現在

5 保健医療

(1) 地域の保健医療体制

① 市の保健関連施設の状況

市の保健関連施設は、保健相談センターと保健相談センターお伊勢の森分室を拠点に子どもから高齢者までを対象とした保健サービスを提供しています。

② 地域医療の充実

市内の病院は、国立病院機構村山医療センター、武蔵村山病院及び東京小児療育病院などがあり、身近な地域での医療体制の整備が進んでいます。

また、身近な地域にかかりつけの医師や歯科医師を持つことの重要性のPRや病院と診療所との連携のあり方、在宅歯科診療の充実などの施策を推進しています。

(2) 保健事業の取り組み状況

① 成人対象の保健サービス

成人を対象とした保健サービスについては、健康増進法に基づく事業として、各種がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウィルス検査、骨粗しょう症検診などを行っており、その他に、緑内障や白内障などの早期発見のため、眼科検診を平成20年度から実施しています。

② 市民の健康の維持と増進

過剰栄養や運動不足等により生活習慣病にかかる人の割合は増大しており、生涯を通じて健やかに、心豊かに充実した生活をおくるためにも、生活習慣病予防の必要性は高まっています。そこで、生活習慣病*の予防や健康増進などのために、健康運動教室、ヘルシースリム教室、骨粗しょう症*予防教室、など各教室を行ない、健康づくりの支援を行っています。

今後は、さらに、市民のニーズの把握や事業のPR、再構築により、生涯にわたる健康の維持・増進への意識高揚を図っていく必要があります。

③ 母子対象保健事業

子どもと子育てする親を対象とした事業については、乳幼児等の健康診査や育児相談、妊産婦・新生児訪問、離乳食教室などを行っています。また、平成 20 年度から生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し(こんにちは赤ちゃん事業)、子育て支援を行っています。

妊産婦とその家族を対象には、妊娠・出産・育児について学ぶ「パパとママのためのマタニティクラス」を行っています。このような事業を通じて、子どもと親の健康と健全な育成を支援しています。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

地域には、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、子育て中の家族など、時と場合によっては自立し安定した生活を送るために何らかの支援及びサービスの利用などを必要としている人がいます。小さな子どもから高齢者まで、また障害のある人もない人も、さらには国籍を越えて外国籍の人も、すべての人が住み慣れた地域の中で、その人らしく自立して心豊かに生きていける、地域のみんなで共に生きるまちを目指すことが必要です。

そこで、上位計画である『武蔵村山市第四次長期総合計画』に掲げる施策体系の一つが、「安心していきいきと暮らせるまちづくり」であることなども踏まえ、本計画の基本 理念を

だれもが身近な地域や家庭で 安心して自分らしく暮らせる福祉のまち

として掲げ、これからの地域福祉における市民・事業者・市の共通の目標とします。

第2節 計画の基本視点

計画の「基本理念」を実現するため、次の視点に留意しながら計画を推進していくこととします。

《基本視点》市民と事業者と市の協働 ~同じ目線で

地域にはさまざまな人が暮らしていますが、一人ひとりが抱える生活課題は異なります。 地域に暮らす人々が、自らが抱える生活課題や、地域の問題を解決するために行動することは、地域の福祉向上に向けた、大切な原動力になります。

しかし、地域の問題を解決するためには、市民(地域住民)、(福祉サービス)事業者や 市が単独で活動を行うだけでは不十分であり、地域を構成するすべての人々が、それぞれ の立場を大切にしながら、生活課題や地域の問題に対して、お互いに連携し、福祉活動を 推進することが必要となります。

そこで、本計画を「市民と事業者と市の計画」として位置付け、地域を構成するすべての人々が、お互いの立場を理解し、同じ目線で福祉活動を推進するための道標にして、本計画の「基本理念」である「だれもが身近な地域や家庭で安心して自分らしく暮らせる福祉のまち」の実現を三者の協働により目指します。

第3節 計画の基本目標と展開

1 計画の基本目標

「基本理念」を踏まえ、本計画の基本目標は次の4つとし、市民等との役割分担と連携・協働のもと実現に努めていきます。

《基本目標1》みんなが参加しているまちづくり

社会福祉協議会と緊密に連携しながらボランティアセンターを中核にした支援や広報・意識啓発活動等を推進し、さまざまな地域福祉活動やその交流を進めます。

また、"参加型福祉社会"の形成に向け、多様な活動主体が連携・協働するためのネットワークづくりを支援します。

《基本目標2》だれもが身近な地域で安心して暮らせるまちづくり

住み慣れた身近な地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、公共的建築物・施設、公共交通、住宅等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進、交通安全、防犯・防災対策の実施など、安心・安全のまちづくりや福祉にも配慮したまちづくりを推進します。

また、地域の福祉を向上するため、相談窓口や情報提供、福祉教育・学習の推進、就労の促進などの取り組みを充実させ、福祉への理解の促進と自立の支援を図ります。

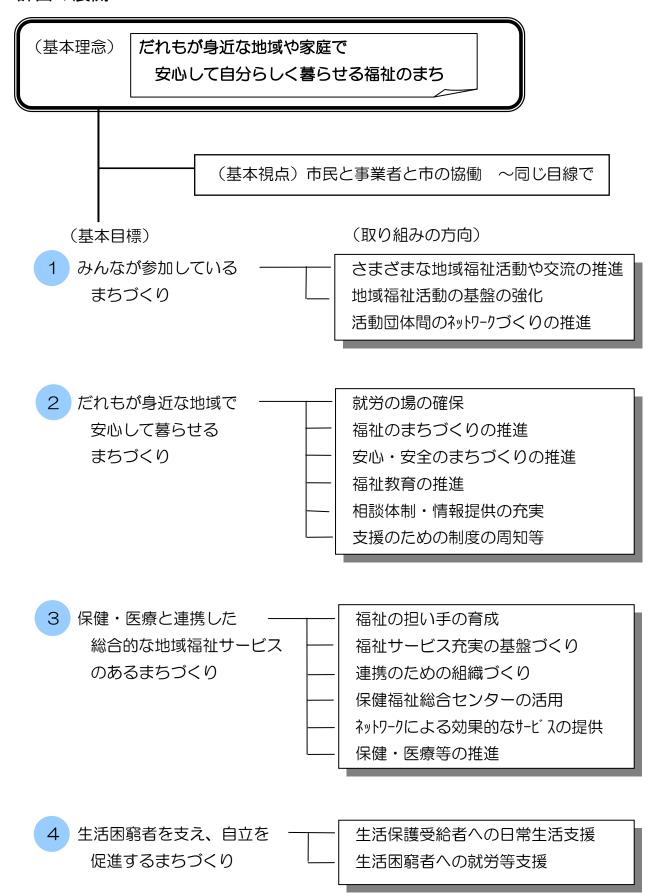
《基本目標3》保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのある まちづくり

すべての市民が住み慣れた地域で生活を送れるようにするため、人材の育成や確保による福祉の担い手の育成、福祉サービスの充実とあわせて、連携のための組織づくりやネットワークの整備などにより保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスの展開を図ります。

《基本目標4》生活困窮者を支え、自立を促進するまちづくり

それぞれが責任を果たしながら互いに支え合う地域づくりを進めるため、生活に困窮した人が経済的な不安を解消し、医療・介護サービスをより安心して受けることができるよう生活保護の各扶助の適切な運用を図るとともに、関係機関と連携して各種の相談に対応しながら就労や自立の支援・促進に努めることなどにより、生活困窮者を支え、自立を促進します。

2 計画の展開



第4節 エリア設定の考え方と将来人口推計

1 地域福祉エリアの設定

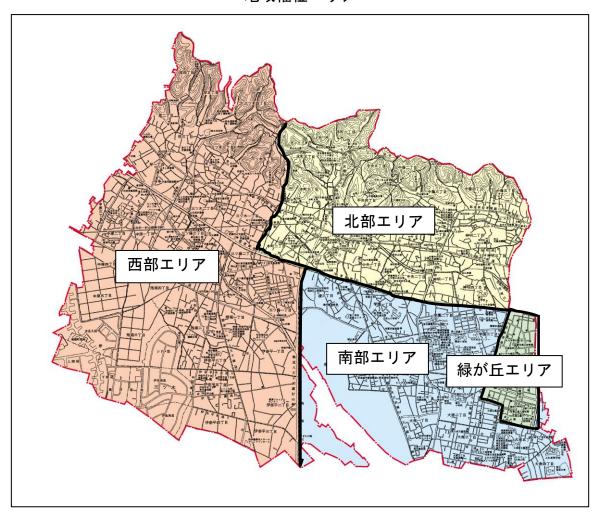
本市では、平成6年2月に策定した「武蔵村山市老人保健福祉計画」で市内を4つの エリアに分けた『地域福祉エリア』を設定し、地域における保健・福祉サービスの提供 体制の整備を行ってきました。

その後、平成18年3月に策定した『武蔵村山市第二次地域福祉計画』(平成18年度~平成22年度)において、日常生活における行動範囲、地区の形成過程、道路などの生活環境条件を考慮して、新たに『地域福祉エリア』を設定しました。本計画においても、引き続き『地域福祉エリア』とします。

地域福祉エリアに含まれる町名

エリア名	町名
西部エリア	伊奈平、岸、残堀、中原、三ツ木、三ツ藤、大字三ツ木(横田基地内)
北部エリア	神明、中央、中藤、本町
南部エリア	榎、大南、学園
緑が丘エリア	緑が丘

地域福祉エリア

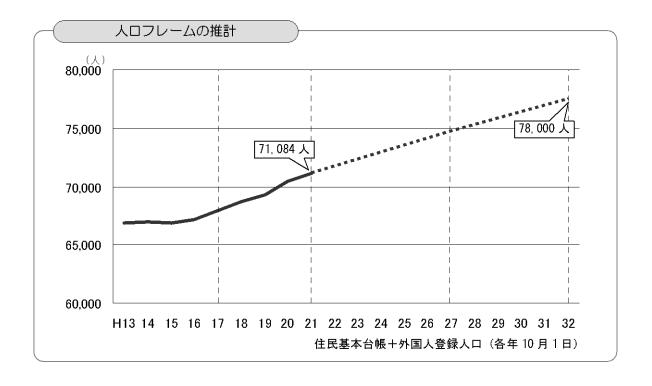


2 将来人口推計

本計画における将来人口推計は、各年の10月1日を基準として、住民基本台帳及び外国人登録人口の合計で推計するものとします。

推計方法は、平成 13 年 10 月 1 日及び平成 21 年 10 月 1 日現在における住民基本台帳 及び外国人登録人口を基準としてコーホート要因法による推計を行っています。(平成 22 年 10 月 1 日のデータと差替えを予定)

その結果、平成32年10月1日の人口は約78,000人と推計されます。



第4章 基本計画

第1節 みんなが参加しているまちづくり

▶ めざす地域像-「みんなが参加しているまち」とは… ◀

- ・さまざまな地域福祉活動* や交流が活発に行われているまち
- ・地域福祉活動団体などの活動環境が整い、自主的な活動が盛んに行われているまち
- ・活動の場や機会、活動のための情報等が整備されているまち
- ・支援を必要とする人と活動者を結び付けるコーディネート機能が充実していて、ボランティア団体・NPO法人のメンバーや個人ボランティアが活動しているまち
- ・活動団体間のネットワークが確立され、連携した活動が盛んに行われているまち

1 さまざまな地域福祉活動や交流の推進

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 広報・啓発活動等の推進

主体的にまちづくりに関わっていこうとする市民の意識をさらに高めるために、広報・啓 発活動を推進します。

また、視覚障害者用SPコード、活字文書読上げ装置等新しいメディアの活用も含めて、 保健福祉などに関する情報を提供していきます。

(2) 地域における交流の場・機会の確保

高齢者が身近な小学校で児童や地域住民と交流し、また障害のある人が地域の住民とともにスポーツを楽しみながら体力の増強を図るなど、地域における福祉を中心としたさまざまな交流の場・機会の確保を図ります。

(3) ボランティア活動の推進への支援

参加の総合的受け皿となるボランティアセンターをボランティア活動を中心とした市民活動の総合拠点と位置付け、福祉に関わるコミュニティ活動などの地域福祉活動の推進を支援し、市民ニーズを的確に捉えながら事業を継続的に実施します。

(4) 自治会活動の支援・加入促進の支援

市職員が自治会との交流を通じて、自治会会員の要望や意見を把握し、市政に反映させることにより、魅力ある自治会づくりを支援するとともに、自治会加入率の向上を図ります。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
充実	ボランティアセンター登録ボランティアの充実 (個人・団体) (内容) ボランティア活動			212人70団体	444人 116団体 F活動の推進る	600人 150団体	地域振興課	
				ボランティアの			, , , , , ,	
新	市職員の	自治会へ	の派遣	_	_	全54自治会 への派遣	地域振興課	
規	(内容) 市職員が全54自治会に出向き、自治会の活性化及び加入率の向上と地域ネッ							
	トワー	クを有効	に役立て	るコミュニティ	′づくりを支援	します。		

市民(地域住民)にできること

- 自分のまちの福祉関連情報に、"自分にも関係のあること"として興味を持って接 しましょう。
- 地域にあるさまざまな生活課題・問題を各自が自分自身の問題として受け止め、 その解決・改善のために何ができるのかを考えましょう。
- 今まで培ってきた知識や経験を活かして、地域で活動しましょう。
- 自治会に加入するなど、身近な人たちとの関係を築きましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 学校等で取り組む福祉教育の機会に積極的に協力し、子どもたちや高齢者などとの ふれあいの機会をつくりましょう。
- ボランティア休暇制度の導入など、社員等がボランティア活動に参加しやすい環境 づくりに努めましょう。

2 地域福祉活動の基盤の強化

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 福祉活動の場の提供

コミュニティ施設の無休化などを推進するとともに、高齢者や障害のある人、子どもたちなどの地域住民に開放し、身近な活動の場を提供します。また、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、指定管理者制度の導入などを継続し、適切な管理運営体制の確保に努めます。

(2) 福祉活動推進のための情報の提供

ボランティア、NPO法人、福祉サービス事業者など、さまざまな主体が地域福祉活動を 行うに当たり、より効果的な活動ができるような情報提供に努めます。

(3) コーディネート機能の充実

地域における利用者のニーズに応じた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供を図るため、関係機関との連絡調整や協力依頼などサービスのコーディネートを今後も継続していきます。また、地域全体で、事態が深刻になる前に問題を見つけ、迅速に対処できるようなしくみを協働で確立し、支援の必要な人の地域生活をともに支えていきます。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
<u></u>	指定管理	里者制度の	導入	_	10か所	11か所	企画政策課	
	た (内容) コミュニティ施設の無休化など、市民のニーズに対応できるように、							
実 理者制度を導入していきます。								

市民(地域住民)にできること

- 各種のボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- "シルバー世代"や "団塊の世代"の方々の持つ能力・技術及び経験を地域で活かしましょう。
- ボランティア団体、当事者団体等は、地域内の他の団体との交流・連携に努めましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ ボランティアの受け入れ、連携に努めましょう。

3 活動団体間のネットワークづくりの推進

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 地域福祉活動団体等への支援

活動に関する情報や活動の場の提供を進めるとともに、活動の自主性・主体性を尊重しながら、活動の場づくりや研修等への支援を行います。

(2) 地域福祉活動団体間の連携強化の促進

ボランティアセンターなどを中心として、ボランティア団体や個人ボランティア、NPO 法人等が連絡・調整を行いお互いに協力し合うことにより、地域福祉活動がより活発・効果 的に行われるよう、連携の強化・促進を図ります。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
充	市民活動	加団体のネ)推進	ネットワ	_	1回	3回	地域振興課	
実	(内容) ボランティアセンターに登録する団体相互間のネットワーク化に向け、グルー							
	プミーテ	・イングの	回数を充	実させ、活動の)活性化を支援	します。		

市民(地域住民)にできること

- 地域福祉活動団体等は、他の団体との交流・連携に努めましょう。
- 自治会の活動については、子どもから高齢者まですべての人を対象とした行事を取り入れるなどして、加入者にとって魅力的な内容にしていくよう努めましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 社内のボランティアサークルは、ボランティアセンターに登録し、積極的に他のサークルとの交流・連携に努めましょう。

第2節 だれもが身近な地域で安心して暮らせるまちづくり

▶ めざす地域像-「だれもが身近な地域で安心して暮らせるまち」とは… ◀

- ′ 障害のある人や高齢者等が身近な地域で就労することができるまち
- ・バリアフリー化・ユニバーサルデザインが実現し、外出支援が整っていて、住民のだれもが安心・快適に外出することができるまち
- ・支援を必要としている人を地域ぐるみでそれとなく見守り、安否を確認したり犯罪等 に巻き込まれないよう気を付けたりする住民意識や体制が確立されているまち
- ・災害や急病等の緊急時に、支援が必要な人が地域住民から適切な援助を受けられ、安 心して生活することができるまち
- ・高齢者や子ども、障害のある人等への虐待のない、安心して生活できるまち
- ・住民のだれもがノーマライゼーションや「地域福祉計画」の理念等を理解し、困って いるときには自然に互いに支え合い助け合うことができるような、偏見や差別のない 福祉文化が根付いているまち
- ・さまざまな相談の場が整備されていて、みんなが、相談したいことがあるときは、身 近で相談することができ、住み慣れた地域で安心して生活を送れるようなまち
- ・福祉関連の内容をはじめとした多様な情報が、受け取る人それぞれに配慮した形で提供、伝達されているまち
- ・判断能力が十分でない人が必要に応じて成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を適切 へに利用し、住み慣れた地域の中で安心・快適に暮らしていけるまち

1 就労の場の確保

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 就労の場の確保

市の窓口や市内関係機関できめ細やかな相談を継続するとともに、訓練機関とのパイプを持ち就労に向けた相談、情報提供を実施しているシルバーワークプラザ、ハローワーク、財団法人東京しごと財団及び障害者就労支援センターなどと緊密に連携し就労の場の確保に努めます。

(2) 働くことができる環境づくり

高齢者、障害のある人、ひとり親家庭の母親など、地域のだれもが働くことができる 環境づくりを進めます。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課		
充	母子自立 員の設置	五支援・婦	帚人相談	_	1人	2人	子育て支援課		
実		(内容) ひとり親家庭に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の 向上及び求職活動を支援する母子自立支援員を増員します。							

市内の事業者(所)にできること

○ 高齢者や障害のある人を積極的に雇用するよう努めましょう。

2 福祉のまちづくりの推進

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の形成

「東京都福祉のまちづくり条例*」及び「武蔵村山市まちづくり基本方針」などに基づいて、公共的建築物や道路・公園などの公共施設等についてのバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、交差点のカラー舗装や自発光鋲の設置など、障害のあるなしや年齢等に関わらず、だれもが安心して生活できるような環境の形成を図ります。

(2) 公共交通機関の整備とバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進

市民の足として重要な公共交通である多摩都市モノレールの上北台・箱根ヶ崎間の延伸について、引き続き東京都に要請していきます。

また、市民がバスを便利に利用できるよう、市内循環バスへのノンステップバスの導入を 一層進めるとともに、民間バス事業者のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを促します。

(3) 放置自転車対策等の推進

放置自転車クリーンキャンペーンや違法広告物撤去協力員制度を実施し、放置自転車や看板等の不法な道路占拠がなくなり、だれもが通行しやすくなるよう努めます。

(4) 外出を支援するしくみの充実

高齢者や障害のある人等だれもが外出しやすいよう、外出支援ボランティアの育成や組織づくりへの支援に努めます。

(5) 都営村山団地の整備の促進

都営村山団地再生計画に基づき、高齢者や障害のある人に配慮した住宅となるよう、エレベーターやスロープ等施設面の整備の促進について、引き続き東京都に要請していきます。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課			
充宝	ノンスラ 促進	ーップバス	の導入	_	3台	11台	都市計画課			
実	(内容)市内循環バスへのノンステップバス導入を促進し、バリアフリー化を行います。									

市民(地域住民)にできること

- 地域住民の視点からバリアフリーなどに関する点検・評価をしましょう。
- 外出支援ボランティア活動に参加しましょう。また、周りの人にも参加を呼びかけましょう。
- 障害のある人が自由に行き来できるよう、自転車は決められた場所におきましょう。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に自転車等をおくのはやめましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 所有施設・設備のバリアフリー化に努めましょう。
- スロープを設置するなど、高齢者や障害のある人が利用しやすい店づくりに努めま しょう。

3 安心・安全のまちづくりの推進

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 参加・体験型交通安全教育の実施

高齢者や障害のある人が、安心して歩道を通行することができるように、自転車の正しい 乗り方について指導する自転車運転者講習会を実施し、安全運転意識の啓発に努めます。

また、市内における夏期交通防犯映画会の実施を継続し、正しい知識の普及・啓発に努めます。

(2) 自主防犯組織の育成支援

安心・安全のまちづくりを推進するため、自治会等を母体とした自主防犯組織に対し、防犯パトロール資器材等を助成するなど、自主防犯組織の結成促進と育成支援を行い、地域における防犯対策の強化を図ります。

(3) 自主防災会の育成支援

自分たちのまちは自分たちで守るという意識の醸成や災害時における地域住民・事業者と 市が一体となった地域ぐるみでの防災機能を向上させるため、資器材等の助成を強化するな ど、自治会を中心とした自主防災組織の結成促進と育成強化を図ります。

(4) 災害時要援護者対策の推進

関係機関等と十分協議し、地域における支援が必要な人の把握に努めるとともに、個人情報の保護に留意しつつ、災害時要援護者名簿を民生・児童委員や警察署、消防署に情報提供することにより、緊急時等における支援を推進します。

(5) 地域の見守り活動の推進

ひとり暮らしや認知症の高齢者の見守りや声かけなど"地域の見守り活動"を地域住民や 民生・児童委員、ボランティアなどとの連携・協働のもとで推進するとともに、今後、自治 会などの身近な地域で活動を行っている組織がネットワーク化を図って今まで以上に地域 の実情に即した活動を行えるような基盤を整備します。

(6) 高齢者・障害のある人に対する悪質商法などによる被害の防止

高齢者や障害のある人などが悪質商法の被害を受けたり、消費者トラブルに巻き込まれたりすることがないよう引き続き情報提供・啓発活動に努めます。

また、トラブル解決のための適切な助言、消費者相談の充実を図ります。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課			
充実	自転車運転者講習会の 実施			8回	8回	10回	防災安全課			
夫	(内容)	自転車の	正しい乗	り方が学べる詩	韓習会を開き、 ク	交通安全意識を啓	発します。			
充	夏期交通防犯映画会の実 施			11回	9回	12回	防災安全課			
実	(内容) 交通防犯映画会を実施し、交通マナーに対する正しい知識を普及・啓発します。									
充実	自主防犯組織の結成促進 と育成支援			5 団体	1 4 団体	18団体	防災安全課			
夫	(内容)自主防犯組織の結成を促し、育成を支援します。									
充実	自主防災	その結成 そ	促進と	12団体	2 1 団体	28団体	防災安全課			
夫	(内容)	(内容)自主防災会の結成を促し、育成を支援します。								
充	高齢者地域見守りネット ワーク事業			_	1エリア 実施	4エリア 実施	高齢福祉課			
実	(内容)	高齢者が	安心して	暮らせるよう見	上守りネットワー	ークを拡大してい	きます。			

市民(地域住民)にできること

- 道路や歩道への自転車等の放置はやめましょう。また、高齢者や障害のある人な どの通行に配慮し、やさしい運転マナーに努めましょう。
- 交通安全教室などに積極的に参加するよう努め、安心・安全のまちづくりの意識 を高めましょう。
- 自主防災会などが行う防災訓練に参加しましょう。
- 自治会、老人クラブや子ども会など、さまざまな地域活動に積極的に参加しましょう。
- 自治会を中心にひとり暮らしの高齢者や障害のある人などの見守り、話し相手、声かけ、ごみ出しの手伝い等を積極的に行いましょう。
- 地域で手軽に取り組める活動にも参加しましょう。
- 高齢者見守りネットワーク事業の地域見守り協力員となって地域の高齢者の見守りを行いましょう。
- 地域ぐるみで積極的にあいさつ・声かけを励行しましょう。
- 高齢者の散歩の機会などを活用し、住民自身による地域パトロール活動を行うよう 心がけましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 市などの行政機関等と連携し、災害時の連携・協力に努めましょう。
- 不審者に関する情報等の提供に努めましょう。
- 緊急時には、市などの行政機関等と連携し、要援護者の支援に協力しましょう。

コラム 災害時要援護者対策について

平成16年7月に発生した新潟・福島豪雨、福井豪雨災害、同年10月に発生した台風23号及び 新潟中越地震等において、多くの高齢者がその犠牲となりました。

【参考】新潟・福島及び福井の災害による死者・行方不明者…21人(うち17人が65歳以上) (『平成16年版 消防白書』より)

こうした一連の状況を受けて、国は高齢者等の災害時要援護者の避難支援について検討を進め、平成17年3月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取りまとめました。市町村が策定する地域福祉計画においても、要援護者が安心して地域で生活を送ることができるように要援護者支援方策を盛り込むことが求めらるようになりました。具体的には、要援護者の情報の把握・共有及び安否確認方法が盛り込むべき事項とされました。

本市では、災害時要援護者登録制度の創設について広報・周知した後に、要援護者自らが災害時要援護者名簿への登録を希望する「手挙げ方式」による登録制度を活用して要援護者について把握し、 把握した情報を個人情報の保護に留意しつつ関係機関と共有を図り、随時災害時要援護者名簿の申請 受付を行うことで情報の更新を行っています。

4 福祉教育の推進

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 福祉教育・福祉学習の推進

市内小・中学校における福祉教育の充実に努め、小さい頃から施設訪問、体験学習等を行ってノーマライゼーション*や「地域福祉計画」の理念等が成長とともに身に付くよう図ります。

また、成人に対しては、講座や啓発講演会を開催するなどして生涯学習の一環として福祉 学習を推進します。

さらに、社会福祉協議会が行う各種福祉講座や各年代層に合わせた体験学習等を支援して その充実を図り、住民の意識の向上を図ります。

(2) 交流教育の推進

高齢者施設、都立村山特別支援学校、保健福祉総合センター等への訪問を行い、体験活動 や講話を通して、子どもたちと高齢者や障害のある方との相互の交流を進めます。

【主な事業】

区分	事業名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課				
充	特別支援学校と市内小・ 中学校の交流	4校	5校	10校	教育指導課				
実	(内容) 都立村山特別支援学校への児童・生徒と市内小・中学校の児童・生徒がさまざ								
	まな体験活動を通して交流を進めます。								

市民(地域住民)にできること

- 社会福祉協議会主催の行事に参加するなど、積極的に交流するよう努めましょう。
- 学校での福祉教育の経験などを活かし、地域において困っている人に気軽にちょっと手を貸すなど、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 地域福祉の向上のため、社員等に研修を行うなど、意識の啓発に努めましょう。

5 相談体制・情報提供の充実

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 相談窓口の充実

高齢者、障害のある人、子育てや子ども家庭に関するさまざまな相談に対して、わかりやすく、そして利用しやすくなるように、また、福祉サービスに対する苦情の受け付けとその解決に向けた支援を行う総合的な相談窓口を設置し、利用の促進を図ります。

(2) 情報提供の充実

保健福祉総合センター、地域包括支援センター、障害者地域自立生活支援センター、精神 障害者地域生活支援センター、子ども家庭支援センターなど専門性を活かした各相談窓口の 充実を図るとともに、社会福祉協議会や福祉サービス事業者などの相談活動との連携を強化 し、相談体制のネットワークの確立に努めます。

(3) 相談員の資質向上のための支援

市職員及び、民生・児童委員をはじめとする相談員を対象とした研修会を実施するなど、 その資質の向上を支援します。

(4) わかりやすい情報提供の推進

声の広報や点字版市報の発行、また、視覚障害者用SPコード、活字文書読上げ装置等新しいメディアを活用し、アクセシビリティに配慮したホームページの作成、各種のパンフレットなど多様な媒体によって、利用者の立場に立ってできるだけわかりやすい形で福祉などに関する情報を提供していきます。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
新	福祉総合 と利用仮	計相談窓口 上進	コの設置		_	設置	地域福祉課	
規						総合的な福祉サー 向けた支援を行い		
充	地域包括 設置	支援セン	/ターの	未設置	3エリア	4エリア	高齢福祉課	
実	実 (内容)支えが必要な高齢者の心身の健康維持や安定した暮らしを地域ぐるみで」 いくための拠点である地域包括支援センターを整備します。						るみで支えて	
新	障害者自 設置	立支援協	協議会の	_	_	設置	障害福祉課	
規	(内容)相談支援事業をはじめとする地域の障害者福祉に関するシステムづくりに対して中核的な役割を担う協議の場を設けます。							

市民(地域住民)にできること

- ボランティア、ピアカウンセラーとして、さまざまな相談活動に参加しましょう。
- 地域の中で民生・児童委員などの相談員との連携に努めましょう。
- 自治会の回覧板を活用するなどし、お互いの顔の見えるような情報提供を心がけま しょう。
- 朗読、翻訳、通訳などのサークル活動に参加するなど、障害のある人などへの情報提供を手助けしましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 相談体制のネットワーク化への協力に努めましょう。

6 支援のための制度の周知等

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 成年後見制度*利用の支援・促進

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの財産管理や身上監護を行う成年後見制度 の周知と、支援を行います。

(2) (仮称) 権利擁護センターの設置

成年後見制度の専門相談、判断能力の不十分な人の福祉サービスの利用援助を総合的に受け付ける「(仮称)権利擁護センター」を設置し、利用の促進を図ります。

(3) 権利行使の支援

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などが地域で安心して生活を送れるよう福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

(4) 虐待防止ネットワークの充実

子どもへの虐待増加に対応するため、要保護児童対策地域協議会などの虐待防止ネットワーク事業や相談体制強化の推進・充実に努め、虐待の防止や早期発見・早期対応を図ります。

また、高齢者や、障害のある人に対する虐待を防止するために、地域包括支援センター及び障害者地域自立生活支援センターと協力して、自宅訪問を行うなど、虐待の早期発見・防止に努めます。

【主な事業】

A — '	エグデネ』										
区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所管課				
新	(仮称) 一の設置	権利擁記 責	美 センタ		_	設置	地域福祉課				
規	(内容) 成年後見制度に関する専門的な相談や、福祉サービスの利用に関する相談と						する相談と苦				
	情対応な	さどを行う	(仮称)	権利擁護センタ	マーを設置し、利	利用の促進を図り	ます。				

市民(地域住民)にできること

- 一人ひとりが権利擁護の意識を高めましょう。
- 権利擁護のための各事業や制度の理解に努め、必要に応じて利用するよう心がけま しょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 市などの行政機関等と連携し、判断能力の不十分な人の権利擁護に努めましょう。

第3節 保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスの あるまちづくり

▶ めざす地域像-「保健・医療と連携した総合的な地域福祉サービスのあるまち」とは…

- ・福祉の担い手が育ち、きめこまやかな福祉サービスが実現し、研修やボランティア講 座などが充実しているまち
- ・介護保険サービス、各種福祉サービスや保健、医療サービス等を必要とする人が、質の良い効果的なサービスを利用して、住み慣れた地域の中でその人らしく自立して生活することができるまち
- ・保険・医療・福祉の横断的な調整機能が充実し、適切な情報提供により、市民の福祉 課題を解決することができるまち
- ・福祉サービスについての苦情があったとき、利用者が気兼ねなく相談できる窓口が整っているまち
- ・保険・医療・福祉のネットワークが確立され、効果的なサービスの提供が実現しているまち
- ・すべての市民が生活習慣病などを予防して、健康に過ごせるように、健康教室が盛ん ──に開かれるなど、健康づくりの意識が普及しているまち

1 福祉の担い手の育成

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 福祉人材の確保・養成

地域におけるきめ細やかな福祉サービスを実現するため、介護保険制度や障害福祉の制度 による福祉サービス事業者の参画の支援・促進と、ホームヘルパーなどの福祉人材の確保を 図るとともに、今後とも、人材の養成・研修の促進を行います。

(2) ボランティアの確保とNPO法人などの参画促進

市・市民・事業者の三者協働による地域福祉推進のため、ボランティアセンターが実施するボランティア講座、ボランティアの人材育成などを支援し、福祉の担い手の確保を図ります。

また、NPO法人等の設立支援・助言、人材養成支援などを行い、地域福祉活動への参画を促進します。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
充	夏体験ポ	ドランティ	アの充		63人	100人	地域振興課	
実	(内容) ボランティアセンターで毎年夏に実施している「夏体験ボランティア事業」へ							
	の参加者	増を図り	、ボラン	ティアの育成と	その充実に努る	めます。		

市民(地域住民)にできること

○ ボランティアセンターが主催する夏体験ボランティアなどに積極的に、参加しましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 各団体等の活動についての情報提供に努めるとともに、活動においてボランティア の受け入れ、連携に努めましょう。

2 福祉サービス充実の基盤づくり

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) サービス提供基盤の整備

福祉サービス事業者の市内への参入を支援・促進し、利用希望者が多様なサービスの中から自分に合ったものを選択して利用することのできる基盤の整備に努めます。

特別養護老人ホームの待機者及び保育所の待機児の解消を図るため、その基盤の整備に努めます。

また、障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるようグループホームの整備に努めます。

(2) 福祉サービスの提供

介護保険制度に基づくサービスや高齢者や障害のある人のためのサービスを提供するとともに、その内容の充実に努めます。

(3) サービス情報提供の推進

市報やホームページなどを活用し、福祉サービスの内容などの情報を積極的に提供します。

(4) サービス評価の促進

福祉サービス事業者による提供サービスの自己評価を促進するとともに、評価に関する情報を集約して情報提供を推進します。

また、福祉サービス事業者の第三者評価制度について広報・周知活動を行います。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
充	福祉サー * への即	-ビス第三 助成	E 者評価	_	1事業所	3事業所	地域福祉課	
実	(内容) 認知症高齢者グループホーム・小規模多機能居宅型介護施設が行う福祉サービス第三者評価への助成を行います。							

市民(地域住民)にできること

- 利用者の視点でサービス評価に参加しましょう。
- ボランティア団体やNPO法人などに参加するなど、福祉サービスの充実に協力しましょう。

市内の事業者(所)にできること

- 市内中学生の職場体験などの依頼を積極的に受け入れましょう。
- 安心してサービスを利用できるように、苦情解決責任者等を配置するなど、利用者 からの苦情への適切な対応に努めましょう。

3 連携のための組織づくり

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 調整機能の充実

高齢者、障害のある人、子育てや子ども家庭などからの福祉ニーズを把握して早期に福祉サービス事業者へ情報提供できるしくみを確立するため、保健・医療・福祉の担当者の連絡会議を設置するなど、相互の事業内容を把握し理解を深めるよう努めます。

(2) 市民健康づくり推進協議会

健康づくりに関するさまざまな催しなどについて、今後も継続的に市民健康づくり推進協議会において協議・推進します。

市民(地域住民)にできること

○ 市が公募する委員会等に積極的に参加しましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 市などの行政機関等との情報交換、連携に努めましょう。

4 保健福祉総合センターの活用

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 保健福祉総合センターを活用したサービスの提供

高齢者、障害のある人及び子ども家庭に関する福祉の総合的な連携の拠点である保健福祉総合センター(市民総合センター内)を活用して、地域住民一人ひとりの必要に対応したサービスの提供を図ります。

(2) 苦情相談窓口の充実

福祉サービスに関する苦情に適切に対応していくため、保健福祉総合センター内にある、 社会福祉協議会に福祉総合相談窓口を設置し、苦情の解決に向けて迅速に対応するよう図り ます。

(3) (仮称)権利擁護センターの設置等(再掲)

社会福祉協議会に「(仮称)権利擁護センター」を設置し、同協議会で実施している地域福祉権利擁護事業・福祉サービス総合支援事業との連携を図りながら利用を促進します。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
新	福祉総合相談窓口の設置 と利用促進(再掲)			_	_	設置	地域福祉課	
規	(内容)福祉サービスに関する専門的な相談や、サービス利用に関する疑問や苦情の 受付とその解決に向けた支援を行う総合相談窓口を設置し、地域の方々を支援します。							
新	(仮称)権 一の設置(センタ	_	_	設置	地域福祉課	
規	(内容) 成年後見制度に関する専門的な相談や、福祉サービスの利用に関する相談と 苦情対応などを行う(仮称)権利擁護センターを設置し、利用の促進を図ります。							

市民(地域住民)にできること

- 保健福祉総合センターで提供されているサービスを上手に利用し、住み慣れた地域 での自立生活に役立てましょう。
- 各種団体の活動の場、活動拠点として、保健福祉総合センターを有効に活用して みましょう。

5 ネットワークによる効果的なサービスの提供

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 健康づくりの普及・啓発

すべての市民に健康づくりの意識を定着させるため、今後とも健康教室を開催するほか、 健康に関するイベントを実施して、健康づくりの普及・啓発を行います。

(2) 保健・福祉総合システムの整備と活用

保健・福祉総合システムの充実に努め、個人情報保護に細心の注意を払いながら、効果的な保健・福祉サービスの提供の実現を図ります。

【主な事業】

区分	事業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課		
充	・健康運動教室 <i>0</i> 進	り利用促	_	77人	200人	健康推進課		
実	(内容) 健康を維持するために必要な運動の講習や簡単なストレッチ体操など、さまざ							
	まな、運動種目を取り入れた運動教室の利用を促進し、参加者を増やします。							
	・ヘルシースリカ	ム教室の		104人	150人	健康推進課		
充	利用促進	用促進			130%	() () () () () () () () () () () () () (
実	(内容) メタボリックシンドローム*の予防を目的に生活習慣の改善のヒントを伝え							
	る健康教室の利用を促進し、参加者を増やします。							
	骨粗しょう症	予防教室		0.01	201	油电栅准部		
充	の利用促進		_	2 2 人	30人	健康推進課		
実	(内容) 骨粗しょう症の正しい知識を身に付け、日常生活の工夫を図る健康教室の利用							
	を促進し、参加者を増やします。							

市民(地域住民)にできること

○ 健康づくりに積極的に取り組んで疾病予防・介護予防につなげ、健康寿命を可能な 限り伸ばしましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 市などの行政機関等と連携し、市民の健康づくりに協力しましょう。

6 保健・医療等の推進

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 成人保健事業の推進

市民が生活習慣病などを予防して健康に過ごせるよう、成人を対象としたがん検診、機能訓練、訪問指導などの保健事業について、今後とも充実していきます。

(2) 母子保健事業の推進

母親と乳幼児が健康に過ごせるよう、母子を対象としたさまざまな健康診査や健康相談などの保健事業について、今後とも充実していきます。

(3) 予防衛生事業の推進

市民が健康に過ごせるよう、予防接種や結核検診などの予防衛生事業について、今後とも充実していきます。

また、ヒブワクチン予防接種や高齢者を対象とした肺炎球菌予防接種及び中学1・2年生を対象とした子宮頚がん予防接種など、任意予防接種の接種費用の一部を補助していきます。

(4) 休日・休日準夜における急患診療の推進

日曜日、祝日等の休日や休日準夜(午後9時まで)における急病患者の診療について、今後とも実施します。

(5) 小児急患診療の推進

平日(月曜日から金曜日)の準夜(午後 10 時まで)における小児急患の診療について、 今後とも実施します。

(6) 特定健康診査の推進

40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象として、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの予防・改善を目的とする特定健診について、今後とも実施します。

(7) 特定保健指導の推進

特定健康診査の受診者全員に対する生活習慣予防のための情報提供を行います。

また、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の該当者に対しては、医師や保健師などと協力して、食事や運動などについての指導・助言を今後とも実施します。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課	
充	各種がん	検診の実	施	5,061人	6,499人	7,310人	健康推進課	
実	(内容)	各種がん	検診を行	い、がんの早期	発見に努めます	•		
充	乳幼児・ 実施	産婦健園	表診査の		(受診率) 90.5%	(受診率) 100%	健康推進課	
実	(内容)	(内容) 各種健康診査を行い、乳幼児の健全育成等に努めます。						
充	予防接種 施	・ 結核を	食診の実	10,090人	12,918人	14,000人	健康推進課	
実	(内容)	予防接種	や結核検	診を実施し、†	「民の健康を守り	ります。		
充	特定健康	診査の実	施	_	42.2%	6 5 %	保険年金課 健康推進課	
実			病の前段 診査を行		リックシンドロ	ュームを予防・改	善することを	
充	特定保健	指導の実	施	_	35.8%	4 5 %	保険年金課 健康推進課	
実				ドロームの該当 や保健師と協力		こ該当された方に 言を行います。	対して、食事	

市民(地域住民)にできること

○ 健康診査、がん検診や人間ドックなどを積極的に受診し、自分の健康状態を自分で チェックしましょう。

市内の事業者(所)にできること

○ 職場での定期健康診断の実施に努めましょう。

第4節 生活困窮者を支え、自立を促進するまちづくり

▶ めざす地域像ー「生活困窮者を支え、自立を促進するまち」とは…◀

- ・生活保護制度の適正な運用が図られ、生活に困窮した人が、経済的な不安を解消し医療・介護サービスをより安心して受けることができるまち
- ・関係機関が連携し、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が図られ、生活に困窮した人を支え、自立を促進するまち

1 生活保護受給者への日常生活支援

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 給付制度の適正な運用

地区担当員(ケースワーカー)の訪問活動等によって生活保護世帯の生活実態を把握し、その実情に応じた生活保護費の適正な給付に努めます。

(2) 医療・介護扶助の実施

安心してサービスが受けられるように、関係機関相互の連携を強化し、医療・介護扶助を 継続的に実施します。

(3) 生活の相談・指導の実施

生活保護世帯の自立を支援、促進するため、関係機関との協力による各種相談に対応できる体制を充実させ、適切な相談・指導を継続的に実施します。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課
新	医療扶助 子化	カレセプト	* の電		_	導入	生活福祉課
規	(内容)	レセプト	の電子化	により、指定医	療機関・医療保	以険者・審査支払	幾関との連携
	を図り、	医療扶助	事務全体	の効率化を推進	進します。		
	生活保護	糞業務デー	-タシス	_		導入	生活福祉課
新	テムの導	拿入				サバ	工作曲址味
規	(内容)	(内容) 生活保護業務データシステムを導入し、データベースを構築、生活保護の動向					
	分析を	分析を行い業務の適正運営に努めます。					

2 生活困窮者への就労等支援

市が行うこと

【主な取り組み】

(1) 就労の促進

生活保護被保護者就労支援促進事業により、就労支援員を配置し、ハローワークとの連携を強化して、就労の促進に努めます。

(2) 進学支援

中学3年生・高校3年生を対象として、塾費用や受験料の無利子貸付けを行うチャレンジ 支援貸付事業を継続的に実施し、一定の所得以下の家庭を支援します。

【主な事業】

区分	事	業	名	平成 16 年度	平成 21 年度	目 標 (平成 27 年度)	所 管 課
絲	就労支援			_	18.0%	20.0%	生活福祉課
	- 1 (内容)就労可能な生活保護受給者に対する就労支援を積極的に行い稼働者世帯						者世帯率の向
続	上に努め	ます。					

市内の事業者(所)にできること

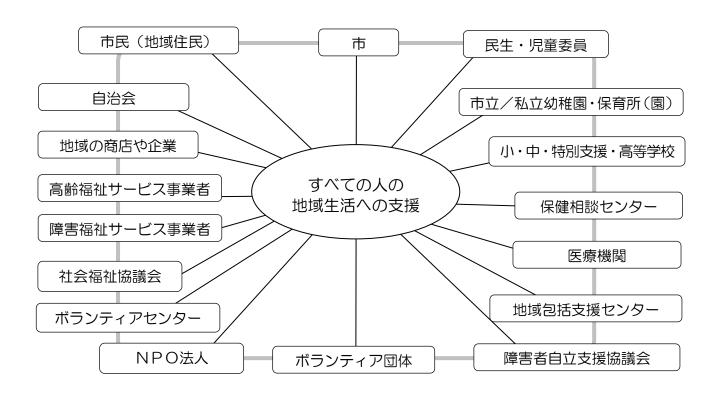
○ 生活困窮者を積極的に雇用するよう努めましょう。

第5章 計画の推進と進行管理

第1節 計画推進の体制

1 考え方~適切な役割分担による計画の推進

本計画を推進するに当たっては、市民(地域住民)・事業者(所)・市の連携・協働が不可欠のものとなります。そこで、「市民活動団体との協働に関する指針」(平成17年9月)に基づき、地域においてそれぞれが主体的・積極的に役割を果たし、地域社会全体がともに協働の視点で取り組みを行っていくことが求められます。



「イメージ図]

2 期待される役割~具体的な推進内容

◆ 市民(地域住民)の役割

市民(地域住民)一人ひとりが「地域福祉」についての理解を深めるとともに、地域を構成する一員であることを認識することが大切です。身近な場所で自分にできることは何かを考え、個人として、ボランティア団体やNPO法人等のメンバーとして、自主的・積極的な地域活動を実践し、助け合いながら、地域福祉を実現していくことが期待されています。

たとえばこんなこと…

- ◇小学校で行われる運動会やお餅つき大会などに参加し、児童や地域の方と交流しましょう!
- ◇"シルバー世代"や"団塊の世代"の方々は、能力や技術、経験を地域で発揮しましょう!
- ◇地域ぐるみであいさつ・声かけをしましょう!
- ◇ひとり暮らしの高齢者の方などの話し相手や声かけを行いましょう!
- ◇自分にできる範囲で積極的にボランティア活動に参加しましょう!
- ◇高齢者や障害のある人などの迷惑にならないように、自転車は決められた場所におきましょう!



すでにこんな取り組みが始まっています!

- ◇高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行うことにより、自身の健康増進 を図ることを目的とする「介護支援ボランティア制度」が始まっています。
- ◇地域の高齢者が安心して暮らせるように、「地域見守り協力員」となって地域に住んでいる 高齢者へあいさつや声かけを行う、「高齢者地域見守りネットワーク事業」が始まっています。
- ◇小学生からシニアの方まで幅広い世代が気軽に参加・交流できる、「夏体験ボランティア」 をボランティアセンターで毎夏実施しています。
- ◇「サポート会員」となって保育所・幼稚園などへの送迎や、病気や都合で育児のできない方の育児支援を行う「ファミリーサポートセンター事業」が始まっています。
- ◇5人以上のグループで申請し、「協力員」となって、まちの美観と安全性を損ねるはり紙や 広告を撤去する、「違反広告物撤去協力員制度」が始まっています。

コラム ボランティアセンターについて

武蔵村山市ボランティアセンター(略称「ボラセン」)では、「ボランティア活動をしてみたい」 「ボランティアをお願いしたい」といった方のコーディネートや、「市民活動の情報がほしい」な ど相談のための総合窓口として、また、市民活動の拠点としてさまざまな事業をしています。

ボランティアの登録・斡旋とコーディネート

- ボランティア(個人・団体)の登録
- ボランティア活動をしたい方とボランティアをお願いしたい方との調整など

養成研修事業

- 「ボランティア入門ガイダンス」の開催
- \diamondsuit
- 「夏の体験ボランティア」事業の開催 「男性のための市民活動講座」などの開催 \diamond
- 「ボランティア講座」の開催など

啓発推進事業

- 「ボラセンだより すまいる」の発行(年6回)
- 「こもれび[ボランティア特集号]」発行(年2回)
- ホームページ等を活用した「ボラセン」のPR活動
- 車いすや擬似体験セット等の福祉教育用機材の貸出しなど

組織化推進事業

ボランティアミーティングの開催など

活動基盤づくり

- 会議室、作業室、点字・録音室の貸出し
- ボランティア保険加入費の一部負担
- 印刷機・カラーコピー機の貸出し
- 福祉関係団体へのロッカー貸出しなど

武蔵村山市ボランティアセンター

武蔵村山市学園四丁目5番地の1 武蔵村山市民総合センター2階

Tel 042-590-1430

【開館時間】

火曜日~日曜日(月曜日、祝日は休館)

午前8時30分~午後5時15分

(会議室等の施設の利用時間は、午前9時~午後10時までです)

◆ 事業者(所)の役割

福祉サービスの提供者として、市民(地域住民)の多様なニーズに応えるとともに、 サービスの質の向上に努め、地域のネットワークなどを通じて他のサービスと連携し総 合的なサービス提供の実現を図っていくことが求められます。

また、地域の商店や企業などが、「地域福祉」についての理解を深め、地域社会の一員として活動していくことが期待されます。

たとえばこんなこと…

- ◇積極的にボランティアや職場体験を受け入れましょう!
- ◇社員等がボランティア活動に参加しやすい環境づくりをしましょう!
- ◇社内のボランティアサークルはボランティアセンターに登録しましょう!
- ◇災害時に要援護者の支援に努めるなど、行政機関との連携を図りましょう!



すでにこんな取り組みが始まっています!

- ◇市内企業では、中学生のボランティアや職場体験の積極的な受け入れが行われています。
- ◇障害者施設では、映画会やスイカ割りなどを開催し、入所者と地域の子どもたちとの交流を図っています。
- ◇高齢者施設では、入居する高齢者と小学生や保育園児とのふれあい活動を実施しています。

また、社会福祉協議会は、社会福祉法によって「地域福祉の推進を図る中心的な団体」 として明確に位置付けられており、本計画の内容を実現・推進するため、地域活動への 幅広い市民参加をはじめとする分野で大きな役割を担っていくことが期待されます。

◆ 市の役割

市は、本計画に書かれている施策・事業を実行し、地域福祉の推進に努めます。

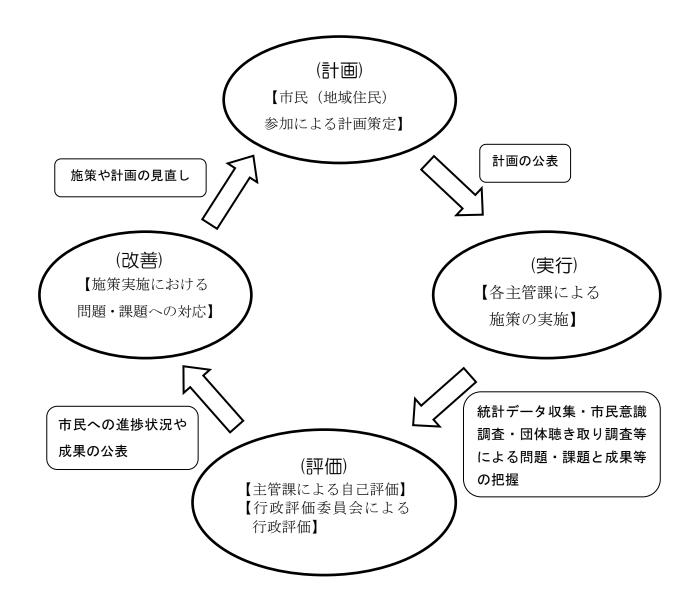
市民(地域住民)、事業者(所)の地域福祉に関する活動について自発性・自主性を尊重するとともに、自主的・積極的に地域活動に参加できるよう、参加しやすい機会やわかりやすい情報の提供など必要な支援を実施します。また、地域で発見される生活課題について、情報の共有と問題解決のためのコーディネーターや拠点などの環境整備に努めます。そのほか、公的な福祉サービスでの対応が必要な場合には、早急に福祉サービスを提供するとともに、行政の縦割りをなくし、横断的な解決を図ります。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理・フォロー

本計画を実効性あるものとして推進するため、行政評価制度により、計画の進捗状況を確認・評価し、市民に定期的に公表し、必要に応じて改善を図っていきます。

【具体的な内容】



◆ 担当課による自己評価 (共通)

本計画の各施策・事業について、各担当課が自己評価・フォローを行いながら、計画に基づく実施に努めます。

◆ 行政評価制度による点検及び評価 (共通)

本市では、市民の視点に立った成果志向の行政運営、透明性の高い行政運営を実現するために、行政評価委員会を設置して事務事業の効果を事後に分析・検証する「行政評価制度」を導入しており、福祉部門を含む市の事業について行政評価を実施しています。計画の進捗状況について点検及び評価を行うとともに、課題について検討し、その結果を次の事業展開に反映させていきます。

◆ 市民(地域住民)への公表 (共通)

進行管理の機会にあわせて、本計画についての進捗状況を取りまとめ、市報やホームページを通じて市民(地域住民)へ公表していきます。

第6章 付属資料

第1節 用語の解説(50音順)

ア行

◆医療扶助レセプト

市が生活保護受給者の代わりに医療費を支払う「医療扶助」制度を利用するにあたって、医療機関より保険者に提出される際、行政が点検を行う診療報酬明細書。

◆SP(エスピー)コード

「バーコード」が縦の一方向に情報を持つのに対して、縦と横の2方向に情報を持っているのがSPコードで、情報密度が高く日本語の記録も可能である。専用のコード読み取り機を使い、記録されている情報を音声で聞くことができる。

力行

◆行政評価制度

行政評価制度とは、行政が市民に提供しているさまざまなサービスについて、成果を 客観的に評価して、その結果を次の計画や事業の選択、サービスの改善などに反映させ ることで、行政サービスの継続的な向上を図る、という仕組み。

本市では、市民の視点に立った成果志向の行政運営への転換、透明性の高い行政運営の実現等を目的に、平成14年度からこの制度を試行・導入している。

◆(仮称)権利擁護センター

認知症高齢者や知的障害者・精神障害者の方々の権利擁護についての相談や福祉サービス利用などの支援、相談を行う窓口。

◆子育てセンター

市内に4箇所あり、保育所の子育てに関する経験、知識等を活用し、子育てについての相談等を実施することで、保護者の育児不安や孤立感の解消を図るとともに、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的に、子ども家庭支援センター(次項)と連携を図り、地域の子育て家庭(これから子育てをはじめる家庭を含む。)を支援するための事業を行う。

◆子ども家庭支援センター

福祉、保健、医療等の関係機関と連携し、子どもと家庭に関する総合相談、サービスの 提供、地域の組織化等を行う中で子どもと家庭に関する支援ネットワークを中心となっ て構築する。

◆骨粗しょう症

骨形成速度よりも骨吸収速度が高いことにより、骨に小さな穴(しょう)が多発する症状。骨の変形や痛み、さらに骨折の原因となり、いわゆる高齢者の寝たきりにつながりやすく、生活の質を低下させることがある。高齢の女性においては閉経後のエストロ

ゲン減少や、もともとの骨量の少なさから、形成・吸収のバランスが崩れたときに症状が表面化しやすい。

◆コーホート要因法

将来人口推計の一手法。同期間に出生した集団 (コーホート) についての人口変化を 推計する方法で、各コーホートの人口を、地域の人口の自然増減(出生数及び死亡数) と社会的増減(転入数及び転出数) とに分離して推計するため、他の人口推計方法と比 較して、より精緻な推計が可能となっている。

サ行

◆災害時要援護者名簿

災害発生時に、自らを守るために適切な行動をとることが困難な方(災害時要援護者) の名簿を作成し、警察署、消防署、民生委員に配布し、いざというときの安否確認や救 援活動に役立てられる。

◆障害者地域自立生活支援センター

地域における障害者の自立生活を支援するため、身近な地域において在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、 介護相談及び情報の提供等総合的なサービス提供を行う。

◆生活習慣病

食事や不規則な生活などの生活習慣が、発症原因に深く関与していると考えられている る糖尿病や脳卒中、心臓病、脂質異常症、高血圧、肥満などの疾患の総称。

◆精神障害者地域生活支援センター

精神障害者からの相談に応じ、必要な指導および助言をおこなうとともに、サービス利用などの利用に関する相談に応じ、助言を行い、あわせて保健所、福祉事務所、精神障害者社会復帰施設などとの連絡調整その他厚生労働省省令で定める助言を総合的に行うことを目的とする。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が低下している方を対象に財産管理や契約などついて、家庭裁判所が定める法定後見人が代行(代理権、同意権、取り消し権)して後見(うしろだてとなって補うこと)する制度。

タ行

◆地域福祉活動団体

営利を目的としないという前提のもと、地域の福祉向上のために、自主的に活動を行う市民団体。

◆地域包括支援センター

地域包括ケアを実現するため、その中核機関として、介護保険法に新たに規定された

施設。保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職員が配置され、地域支援事業の介護予防事業や要支援者についての介護予防サービスに関する介護予防ケアマネジメント業務、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務及び権利擁護業務、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を担い、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・医療・福祉の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行う。

◆東京都福祉のまちづくり条例

平成7年3月、東京都により、東京で生活するすべての人が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できる「やさしいまち東京」の実現をめざしバリアフリー化を進めるために制定された条例。 平成21年には条例の理念をバリアフリーからユニバーサルデザインとし、高齢者や障害者を含めたすべての人が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりの実現をめざすために条例が改正された。

◆特定非営利活動法人(NPO法人)

営利を目的とせず、市民が主体となって社会貢献活動を行う法人格をもった民間組織。 Non Profit Organization の日本語訳。

ナ行

◆ノーマライゼーション

高齢者や障害者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのが正常な社会のあり方であるとする考え方。また、それに基づく社会福祉政策。

ハ行

◆バリアフリー化

社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア=Barrier)となるものを除去(フリー=Free)するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁の除去を言うことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

◆バスロケーションシステム

無線通信やGPS などを利用してバスの位置情報を収集することにより、バス停留所や携帯電話、インターネットでバスがどこにいるかなどの情報を提供するシステム。

◆ピアカウンセラー

同じ悩みや障害をもつ仲間の相談に乗り、悩みや障害をその人自身で克服できるように援助する人。

◆ファミリー・サポート・センター

急な残業や子どもの病気など保育園では対応できない、突発的・変動的な保育ニーズ

に対応するため、地域において育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人による会員登録制の相互援助組織をつくり、子育て中のかたの育児の支援をするもの。

◆ (福祉サービス) 第三者評価制度

福祉サービス利用者が適切なサービスを選ぶことを支援することを目的とした制度で、 福祉サービスの利用者でも提供者でもない中立な立場の第三者が、専門的かつ客観的な 立場で福祉サービスの評価を行う制度。

◆ボランティアセンター

ボランティア活動の推進機関。(83ページ参照)

マ行

◆民生・児童委員

民生委員は、社会福祉の増進のため、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を 行う地域福祉の推進者。児童委員は、児童及び妊産婦への個別援助や児童の健全育成、 子育て支援等を行う。民生委員は児童委員を兼ね、各自担当区域を持つ。

◆まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)

個性豊かで魅力あふれるまちづくりを進め、市民・企業・行政が協働し、暮らしやすい安全な都市づくりを目指するため、市が平成16年3月に策定した指針。

◆緑が丘ふれあいセンター (緑が丘コミュニティセンター、男女共同参画センターの説明 も含める)

緑が丘地区に設置された緑が丘コミュニティセンター・男女共同参画センター・第一 老人福祉館の3館複合施設。地区における地域活動の中心を担っている。

◆メタボリックシンドローム

内臓脂肪の蓄積によりインスリン抵抗性(インスリンの働きの低下)が起こり、糖代謝異常(耐糖能異常、糖尿病)、脂質代謝異常(高中性脂肪血症、低 HDL コレステロール血症)、高血圧などの動脈硬化の危険因子が集積している状態。

ヤ行

◆ユニバーサルデザイン

すべての人のデザインという意味で、障害者や高齢者、外国人、男女などの違いを超えて、すべての人に暮らしやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていこうとする考え方。バリアフリー(障害を取り除く)だけでなく、はじめから利用しやすいものをつくっていこうとするもの。

◆要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を 行うための協議を行う場で、各市町村が設置している。

第2節 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会

1 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会設置要綱

(平成22年3月3日 武 蔵 村 山 市 訓令(乙)第8号

(設置)

第1条 武蔵村山市における社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「地域福祉計画等」という。)を武蔵村山市の地域事情及び市民の意見を反映して策定するため、武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会(以下「懇談会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、地域福祉計画等の原案について検討し、その結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員15人をもって組織する。

(1)	学識経験者	1人
(2)	地域福祉関係者	3人
(3)	福祉・教育施設関係者	5人
(4)	関係市民団体等の代表者	4人
(5)	公墓による市民	2 人

(座長及び副座長)

- 第4条 懇談会に、座長及び副座長1人を置く。
- 2 座長は、前条第1号に掲げる者として委嘱された委員をもって充て、副座長は、委員 の互選により選任する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、健康福祉部地域福祉課及び同部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会委員名簿

		氏名	所属団体等	選出区分
座	長	添田 正揮	日本社会事業大学 実習教育研究・研修センター 実習講師	学識経験者
副區	座長	荒井 一男	武蔵村山市民生児童委員協議会 会長	地域福祉関係者
委	員	波多野 和夫	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会 理事・副会長	地域福祉関係者
委	員	岡本 茂義	武蔵村山市社会福祉協議会ボランティアセンター センター長	地域福祉関係者
委	員	栗原 康明	社会福祉法人村山福祉会 施設長	福祉・教育施設 関係者
委	員	永 井 眞	社会福祉法人あかつきコロニーあかつき作業所 施設長	福祉・教育施設 関係者
委	員	椎木 俊秀	社会福祉法人鶴風会東京小児療育病院 病院長	福祉・教育施設 関係者
委	員	菅原 幸次郎	社会福祉法人あすはの会福生第二学園 施設長	福祉・教育施設 関係者
委	川	杉本 久吉	東京都立村山特別支援学校 学校長	福祉・教育施設 関係者
委	員	浦川 哲男	武蔵村山市自治会連合会 会長 (平成22年5月27日まで)	関係市民団体等 の代表者
委	員	藤 野 茂	武蔵村山市自治会連合会 副会長(平成22年5月28日から)	関係市民団体等 の代表者
委	員	朝倉 國夫	社団法人武蔵村山市シルバー人材センター 理事	関係市民団体等 の代表者
委	員	久保田 光雄	NPO法人シニアメイトサービス 理事 (久保田社会福祉士事務所)	関係市民団体等 の代表者
委	員	見﨑 洋一郎	むらやまアイの会 会長	関係市民団体等 の代表者
委	員	小川 榮子	一般市民	公募による委員
委	員	河野 俊子	一般市民	公募による委員

第3節 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会

1 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成 2 2 年 2 月 2 5 日 武 蔵 村 山 市 訓令 (乙) 第 4 号

(設置)

第1条 武蔵村山市における社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する市町村地域福祉計画及び障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に規定する市町村障害者計画(以下「地域福祉計画等」という。)を総合的かつ円滑に策定するため、武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画等の原案を作成し、市長に報告する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員12人をもって組織する。
- 2 委員は、健康福祉部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、企画財務部企画政策課長、 同部財政課長、総務部防災安全課長、市民生活部地域振興課長、健康福祉部高齢福祉課 長、同部子育て支援課長、同部生活福祉課長、同部健康推進課長、都市整備部都市計画 課長、教育部教育総務課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、それぞれ健康福祉部長の職にある委員及び健康福祉部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって満了する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課及び同部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

2 武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

		氏:	名		職名
委員	長	池亀	武夫	健康福祉部長	
副委	員長	小峯	邦明	健康福祉部高齢・障害担当部	『長
委	員	比留間	毅浩	企画財務部企画政策課長	
委	員	下田	光男	企画財務部財政課長	
委	員	鈴木	廣	総務部防災安全課長	(平成22年3月31日まで)
委	員	山田	義高	総務部防災安全課長	(平成22年4月1日から)
委	員	川島	一利	市民生活部地域振興課長	
委	員	神子	武己	健康福祉部高齢福祉課長	
委	員	田代	篤	健康福祉部子育て支援課長	(平成22年3月31日まで)
委	員	小林	真	健康福祉部子育て支援課長	(平成22年4月1日から)
委	員	池谷	敏久	健康福祉部生活福祉課長	
委	氲	木村	猛	健康福祉部健康推進課長	(平成22年3月31日まで)
委	員	荻野	信一	健康福祉部健康推進課長	(平成22年4月1日から)
委	員	石井	稔	都市整備部都市計画課長	
委	員	荒井	一浩	教育部教育総務課長	

第4節 計画策定までの経過

日 程	事項
平成 21 年 12 月下旬~	武蔵村山市地域福祉計画策定に向けた市民意識調査
平成 22 年 1 月 20 日	一般市民調査 対象者 3,000人
	回収数 1,357 人 (45.2%)
	要介護等認定者調查 対象者 1,000人
	回収数 529 人(52.9%)
	福祉団体等調査 対象団体 65 団体
	回収数 38 団体(58.5%)
平成 22 年 2 月 12 日	グループインタビュー調査
	福祉団体等 対象団体 8団体
平成 22 年 3 月 17 日	第1回武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会開催
	・ 計画の性格と位置付けについて
	・ 第三次地域福祉計画構成(案)について
	・ 障害福祉計画について
	・ 今後のスケジュールについて
	・ その他
平成 22 年 4 月 19 日	第2回武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会開催
	・ 地域福祉計画の素案(第1章~第3章)の検討について
	・ その他
平成 22 年 4 月 26 日	第1回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会開催
	・ 副座長の互選について
	・ 武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会の会議の公開に関
	する運営要領等について
	・ 地域福祉計画及び障害者計画の策定について
	・ 今後のスケジュール (案) について
	・ 地域福祉計画の構成(案)について
	・ 地域福祉計画の素案(第1章~第3章)の検討について
	・ その他

平成 22 年 5 月 13 日	第3回武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会開催
	・ 第1回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について
	・ 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について
	・ その他
平成 22 年 5 月 25 日	第2回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会開催
	・ 第1回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について
	・ 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について
	・ その他
平成 22 年 6 月 11 日	第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会開催
	・ 第2回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について
	・ 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について
	・ 地域福祉計画の素案(第5章)の検討について
平成 22 年 6 月 29 日	第3回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会開催
	・ 第2回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について
	・ 地域福祉計画の素案(第4章)の検討について
	・ 地域福祉計画の素案(第5章)の検討について
平成 22 年 7 月 14 日	第5回武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会開催
	・ 第3回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について
平成 22 年 7 月 26 日	第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会開催
	・ 第3回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について
平成22年8月9日	第6回武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会開催
	・ 第4回地域福祉計画等策定懇談会における修正事項等の
	検討について
平成 22 年 8 月 23 日	第5回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会開催
	・ 第4回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について
平成 22 年 9 月 6 日	第6回武蔵村山市地域福祉計画等策定委員会開催
	・ 第5回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会における修
	正事項等の検討について

平成 22 年 9 月 23 日	第6回武蔵村山市地域福祉計画等策定懇談会開催
	•
平成 22 年〇〇月〇〇	武蔵村山市地域福祉計画【原案】に対するパブリックコメン
日	卜募集
平成 22 年〇〇月〇〇	市民説明会
日	•
	•